

## 目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

### 手数料等の諸経費について

- ・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

<口数指定でご購入する場合（例）>

申込手数料率3.0%（税抜）のファンドを購入価額10,000円（1万口あたり）で100万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）=100万口×10,000円÷10,000口×3.0% = 30,000円となり、合計1,030,000円（税抜）お支払いいただくことになります。

<金額指定でご購入する場合（例）>

100万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

### クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

### 1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

## 2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

## 3. 当社の概要

- ・商号等 : マネックス証券株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・本店所在地 : 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・設立 : 1999 年 5 月
- ・資本金 : 12,200 百万円
- ・主な事業 : 金融商品取引業
- ・加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、  
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・指定紛争  
解決機関 : 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・連絡先 : ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。  
お客様ダイヤル : 0120-846-365（通話料無料）  
03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）  
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。  
当社ウェブサイト : ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力  
フォームからお問合せいただけます。

以 上

(平成 29 年 2 月)

KTM\_TOUSHIN\_1.2

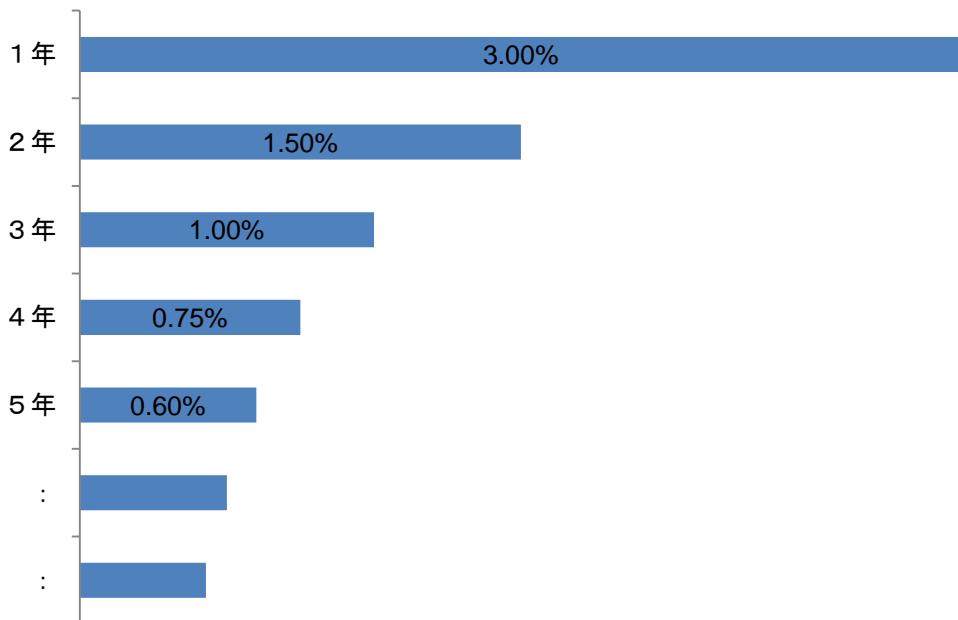
当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです  
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

## 申込手数料に関するご説明

- 投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

### 例えば、申込手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】                    【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

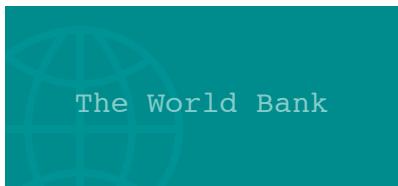
※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

(2017年10月)

# 世界銀行債券ファンド(毎月分配型) 愛称:ワールドソポーター

追加型投信／海外／債券



"World Supporter"



●本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。

●ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

●本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

●ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社>[ファンドの運用の指図を行なう者]

日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号  
ホームページ アドレス [www.nikkoam.com/](http://www.nikkoam.com/)  
コールセンター 電話番号 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)

<受託会社>[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

野村信託銀行株式会社

設定・運用は

**日興アセットマネジメント**

●ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。

●ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。

●この目論見書により行なう「世界銀行債券ファンド(毎月分配型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年7月12日に関東財務局長に提出しており、2019年7月13日にその効力が発生しております。

商品分類			属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 公債 高格付))	年12回 (毎月)	グローバル (除く日本)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

#### <委託会社の情報>

委 託 会 社 名 日興アセットマネジメント株式会社  
設 立 年 月 日 1959年12月1日  
資 本 金 173億6,304万円  
運用する投資信託財産の  
合 計 純 資 産 総 額 19兆6,697億円  
(2019年10月末現在)

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

主として世界銀行が発行する新興国通貨建て債券を投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

## ファンドの特色

### 世界初\*、世界銀行との協同開発ファンド

\*日興アセットマネジメント調べ

**特色 1** 相対的に利回りの高い、新興国通貨建て世界銀行債券に投資します。

**特色 2** 信用力の高い世界銀行が発行する短期債券を中心に組入れます。

**特色 3** 毎月の安定分配をめざしながら、新興国を応援します。

※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。

●市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

## 世界銀行とは

- 世界の主要各国から出資・支援されている国際機関です。
- 第二次大戦後の経済復興を目的に設立された機関の一つです。
- 國際開発金融機関として、特定の地域に偏ることなく、グローバルな活動を展開しています。

### [世界銀行と日本]

第二次大戦後の復興期において、日本は世界銀行からの資金を基礎として著しい復興と躍進を遂げました。日本が世界銀行から借入れた総額はおよそ8億6,300万米ドル(計31件)にのぼります。現在では、日本は世界銀行にとって第2位の資金供与国となり、様々な分野で重要なパートナーとなっています。

#### <日本に対する世界銀行の主な融資事例>

- 最初の貸出(1953年) 発電設備(関西、九州、中部電力)
- 名神高速道路(1960年貸出)
- 東海道新幹線(1961年貸出)
- 最後の貸出(1966年) 東名高速道路(東京～静岡間)  
1990年に日本は世界銀行からの借入を完済しました。



© World Bank

- 世界銀行は必ずしも当ファンドの投資対象国に融資するとは限りません。
- 世界銀行は当ファンド(投資対象とする投資信託証券を含みます。)の運用について責任を負うものではありません。

特色 1

## 相対的に利回りの高い、 新興国通貨建て世界銀行債券に投資します。

### 新興国通貨建ての債券に投資することで、 相対的な高金利の獲得をめざします。

※一部の通貨において直接新興国通貨建ての債券に投資できない場合などは、利子や元本の支払いが新興国通貨に応じて変動する仕組みを持つ米ドル建ての債券などに投資することができます。また、流動性確保のため、一部を米ドルなどの通貨建て債券に投資します。

\*なお、市況動向などにより、世界銀行債券の組入比率が一時的に大きく低下する場合があります。

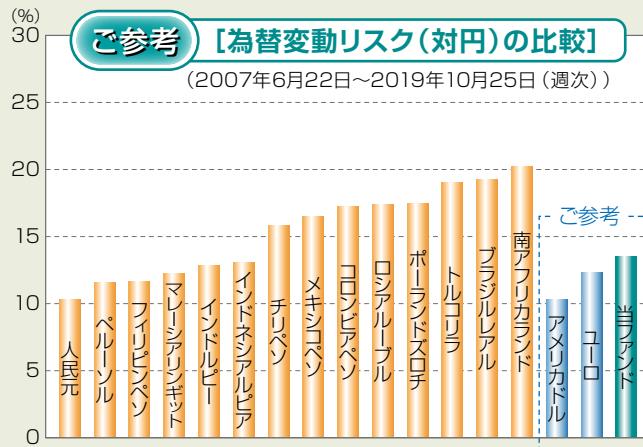
■ 新興国通貨の中には、相対的に高い金利水準にあるものが数多く存在しています。



●信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成。

●上記は主要新興国の金利水準を示したものであり、上記の国の通貨建て債券を組入れることを約束するものでも、推奨するものではありません。また、実際の組入債券の金利水準とは異なります。  
●上記グラフ/データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

### 複数の新興国通貨へ分散投資を行なうことにより、 為替変動リスクの低減効果をめざします。



- 左記の国の通貨建て債券を組入れることを約束するものでも、推奨するものではありません。
- 左記は過去のものであり、将来の運用成果、リスク水準等を約束するものではありません。
- グラフ中の当ファンドのリスクは、基準価額の週次リターンの標準偏差を年率換算したものです。
- 基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後の分配金再投資基準価額の値です。分配金再投資基準価額とは、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであることにご留意ください。
- グラフ中の当ファンドのリスクは、通貨の動き、債券の金利収入・価格変動の影響を受けますので、為替変動リスク以外のリスク（金利変動リスク、信用リスクなど）も含みます。
- 信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成。

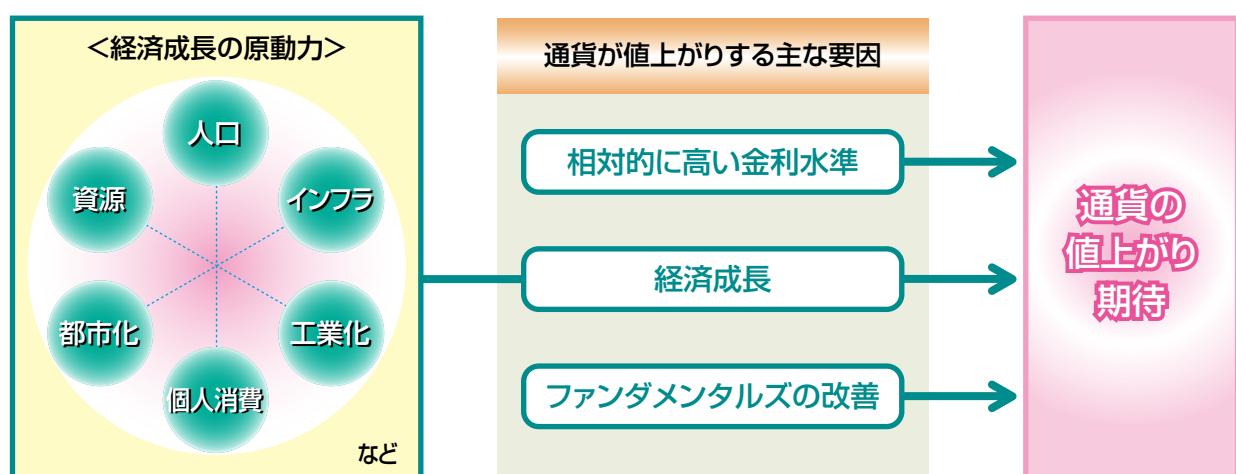
新興国の単一通貨の値動きは相対的に大きくなる傾向があり、通貨危機や経済危機などにおいては、相対的に大きく下落する可能性もあります。また、分散投資を行なった場合でも投資元本を割り込むことがあります。

\*リスクの詳細については、「投資リスク」をご覧ください。

## 複数の新興国通貨へ投資を行ないながら、長期的な通貨の値上がりが期待できます。

- 経済成長に伴なうファンダメンタルズの改善や魅力的な金利水準などにより、その国への投資魅力が高まれば、海外からの資金流入の活発化に伴なって通貨が買われやすくなり、通貨の値上がりが期待されます。

### ご参考 通貨の値上がりイメージ

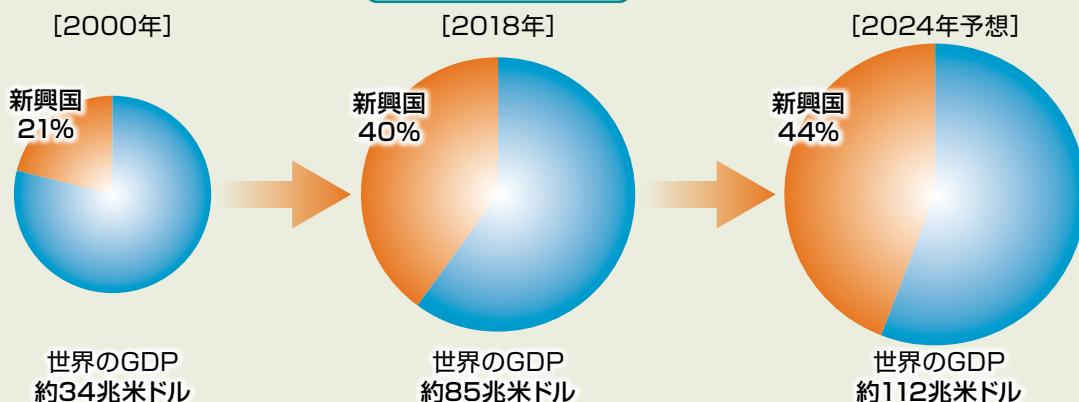


※上記は、通貨が値上がりする主な要因をご紹介しておりますが、上記要因が必ずしも通貨上昇に結びつくとは限りません。また、上記は全ての要因を網羅したものではありません。上記はイメージです。

### ご参考

人口の多さや資源を強みとする新興国は、金利水準が相対的に高いだけでなく、今後も経済成長が期待されるため、長期的な通貨の値上がりが期待できます。

### 世界のGDP推移



●IMF「World Economic Outlook, October 2019」の定義およびデータをもとに日興アセットマネジメントが作成。

●上記グラフは過去のものおよび予想値であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

## 特色 2

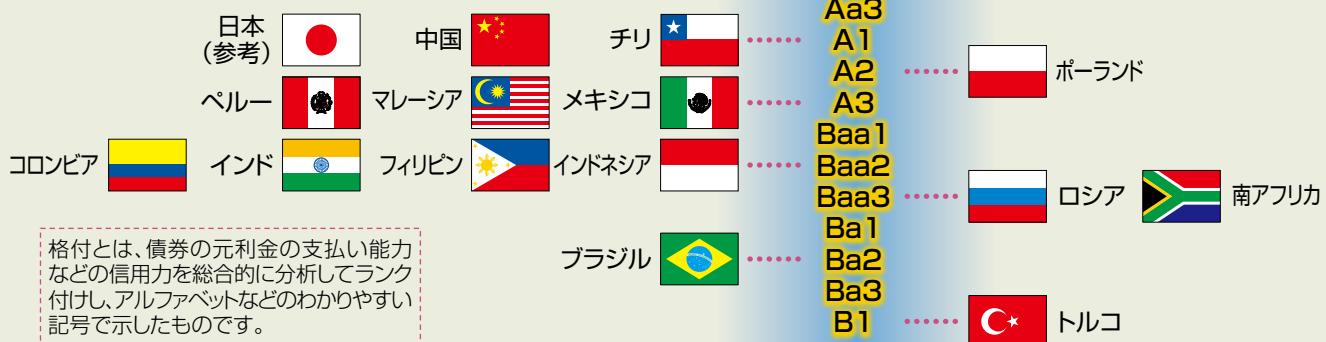
# 信用力の高い世界銀行が 発行する短期債券<sup>\*1</sup>を中心に組入れます。

\*1 投資する債券の残存期間は原則3年以内とします。(変動利付債券の場合は10年以内)

## 信用力の高い世界銀行債券に投資します。

- 世界銀行債券は、強固な資本構造、堅実な財務方針などにより AAA(S&P社)/Aaa(Moody's社)の高い格付を保有しています。
- 世界銀行債券に投資することで、高金利を享受しながら 信用リスクを抑制した運用成果が期待できます。

### ご参考



\*上記格付は2019年10月末の自国通貨建長期債務(世界銀行は発行体)に対して付与されたものです。(Moody's社の格付を記載。)

\*上記の国の通貨建て債券を組入れることを約束するものでも、推奨するものではありません。

**MEMO** 世界銀行の貸付には「優先弁済権」がついており、他の債権者に優先して返済されることが通例となっています。世界銀行の格付が高いのはこうした背景があるからです。

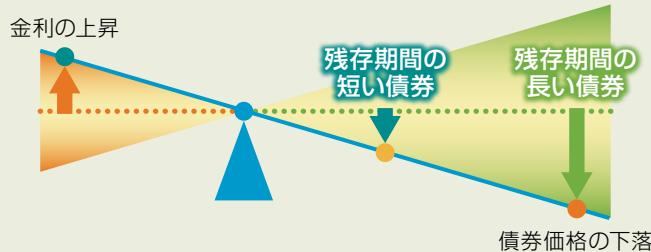
## 短期債券を中心に投資することで、価格変動リスクの低減が期待できます。

- 債券には金利変動により債券価格が変動するリスクがあります。
- 短期債券を中心に投資することで、金利変動に伴なう価格変動を低く抑えることが期待できます。

\*投資する債券の残存期間は原則3年以内とします。(変動利付債券の場合は10年以内)

### ご参考

### 金利上昇した場合における債券の値動きのイメージ

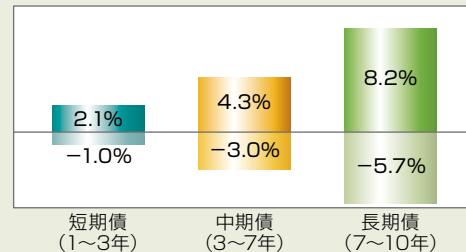


一般に金利が上昇すると、債券の価格は下落します。残存期間の短い債券は、残存期間の長い債券に比べ、金利上昇時の価格変動が相対的に小さくなる傾向があります。

●上記はイメージ図です。また、価格変動等に関する説明は一般論であり、実際はこれと異なる動きをする場合があります。

### ご参考

### 残存期間別最大・最小リターン(1ヵ月当たり)



期間:1987年1月～2019年10月

\*FTSE米国国債インデックス(米ドルベース)の1～3年、3～7年、7～10年を用いて、月次変化率の最大値と最小値を計算しています。

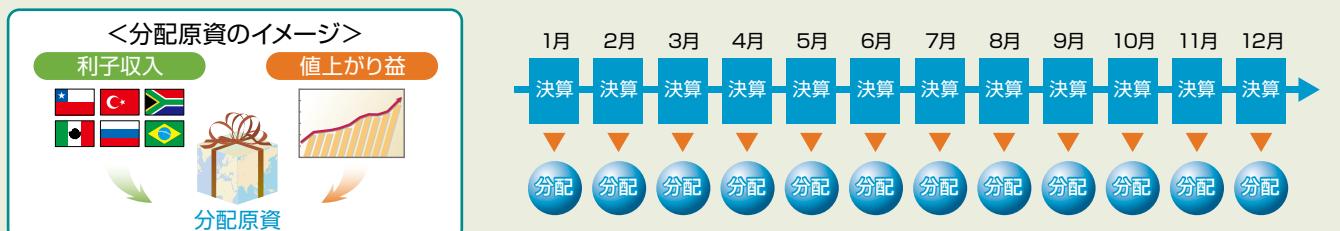
●上記のグラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

### 特色 3

## 毎月の安定分配をめざしながら、 新興国を応援します。

主に組入債券の利子収入や値上がり益などを原資として、  
毎月の決算時に安定した収益分配を行なうことをめざします。

- 毎月12日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。



- 分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。
- 上図はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

## 運用成果を期待するとともに、 SRI(社会的責任投資)\*2にご参加いただけます。

- 世界銀行は、新興国が安定かつ公正で持続可能な成長を実現できるよう支援しています。  
貧困層の生活水準向上、社会基盤整備、環境保護、紛争国の復興援助などに主眼をおいています。

\*2 一般にSRI(Socially Responsible Investment)とは、資産運用における投資基準として、経済面だけでなく、社会面・倫理面にも着目して、投資対象の選定を行なう投資手法を指します。

### 寄付についてのご報告

当ファンドの設定来、ご負担いただいた信託報酬の中から日々の純資産総額に年率0.05%(有価証券届出書提出日現在)の率を乗じて得た金額を、世界銀行の名で知られる国際復興開発銀行(IBRD)の姉妹機関である国際開発協会(International Development Association、通称IDA)に寄付しています。

IDAは主に世界銀行(IBRD)の条件で借り入れを行なうことが出来ない世界で最も貧しい国々を対象としており、貧困削減に向けて、途上国における経済成長促進、不平等是正、生活水準向上のためのプロジェクトに長期で無利子の融資や贈与を行なっています。これらの融資や贈与は、初等教育、基本的保健サービス、上下水道、環境セーフガード、ビジネス環境改善、インフラ、制度改革など、途上国の経済成長や生活水準改善への道を開くことに欠かせないプロジェクトに使われています。



© Pierre-Joseph Kamano/World Bank Group



© Curt Carnemark/World Bank

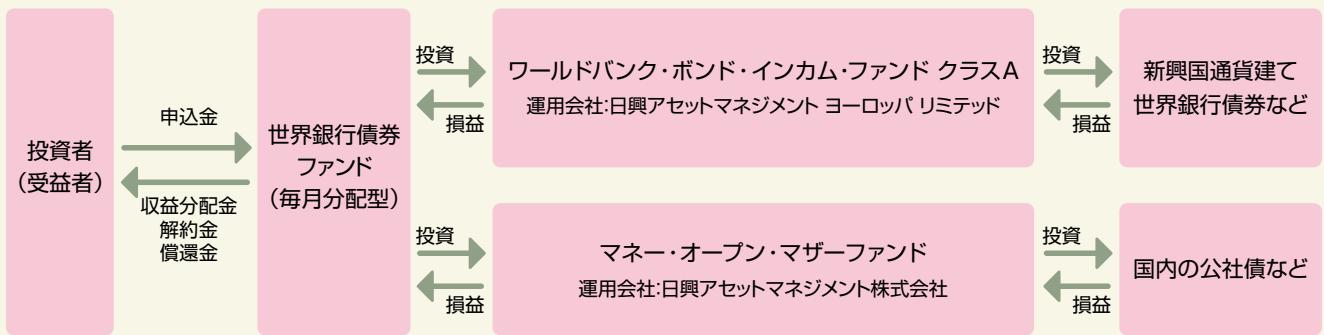


© ALFREDO SRUR/The World Bank

※当ファンドにおける寄付先や寄付金額などは交付運用報告書にて開示します。  
※寄付の金額などは、将来変更になる場合があります。

## ファンドの仕組み

■当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



### (主な投資制限)

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ・外貨建資産への直接投資は行いません。

### (分配方針)

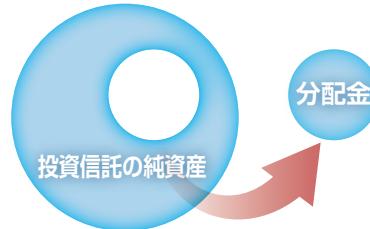
- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準などを勘案して決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

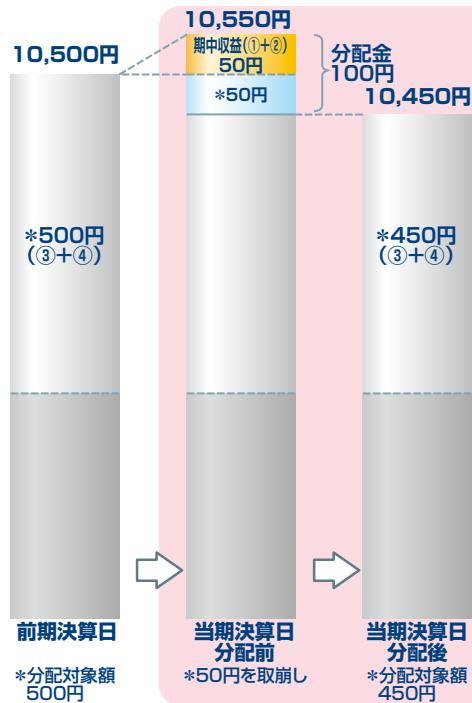
投資信託で分配金が支払われるイメージ



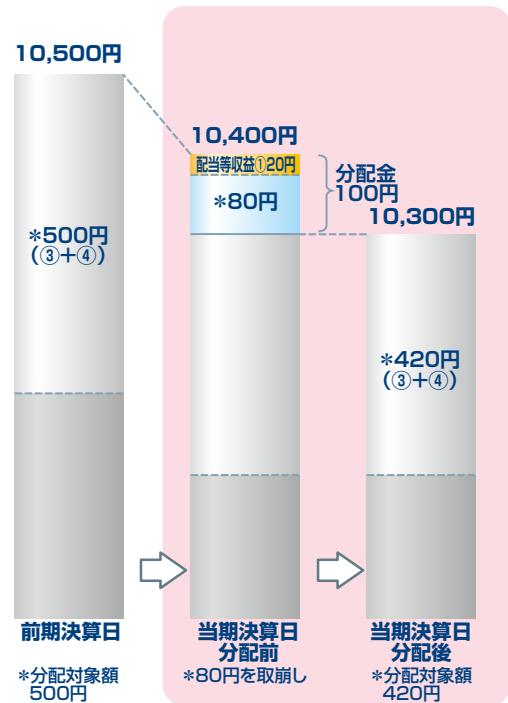
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合

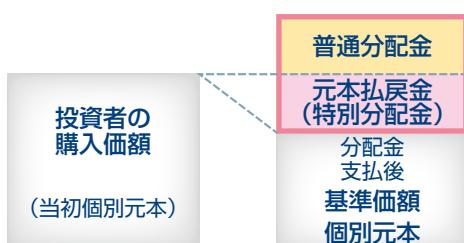


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが少なかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合



※元本戻し金(特別分配金)は実質的に元本の一部戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本戻し金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

- ・普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・元本戻し金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本戻し金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

# 投資リスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただか必要があります。

## 基準価額の変動要因

投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

### 為替変動リスク

- ・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・新興国通貨建ての債券は、新興国の通貨の為替変動に影響を受けます。新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

### カントリー・リスク

- ・投資対象となる債券は新興国通貨建てで起債されたものであるため、新興国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。

### 価格変動リスク

- ・公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

### 流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて市場規模や取引量が少ないとため、流動性リスクが高まる場合があります。

## 信用リスク

- ・公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

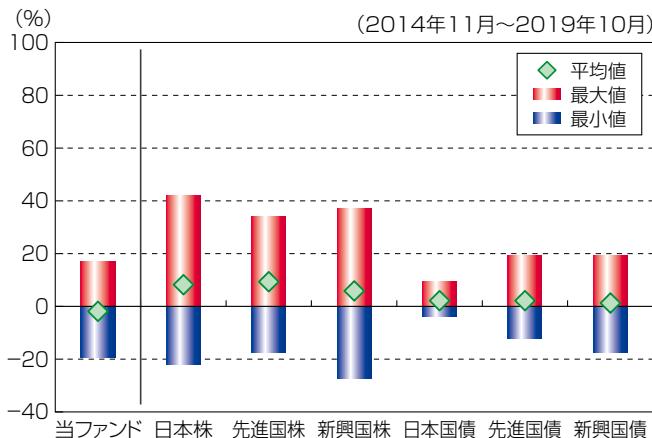
## リスクの管理体制

- 運用状況の評価・分析および運用リスク管理、ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※ 上記体制は2019年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (参考情報)

### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



### 当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	-1.8%	8.2%	9.3%	5.8%	2.1%	2.1%	1.2%
最大値	16.9%	41.9%	34.1%	37.2%	9.3%	19.3%	19.3%
最小値	-19.3%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-4.0%	-12.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2014年11月から2019年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### <各資産クラスの指数>

日本株 …… 東証株価指数(TOPIX、配当込)

先進国株 …… MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込、円ベース)

新興国株 …… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込、円ベース)

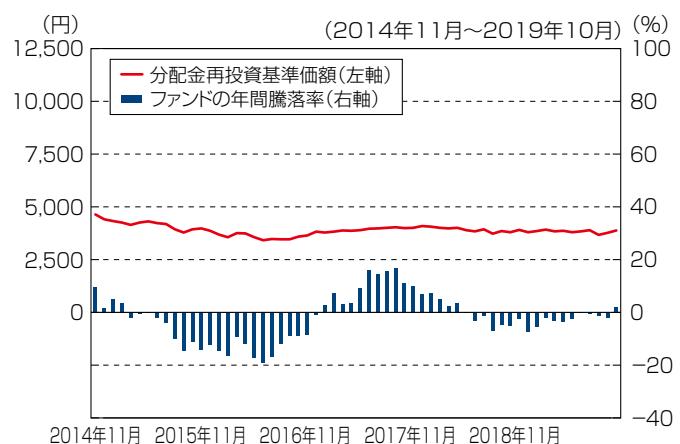
日本国債 …… NOMURA-BPI国債

先進国債 …… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 …… JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド  
(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

### 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2014年11月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 基準価額・純資産の推移



基準価額.....2,429円

純資産総額.....149.02億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2009年10月末の基準価額を起点として指数化しています。

※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものである点にご留意ください。

## 分配の推移(税引前、1万口当たり)

2019年6月	2019年7月	2019年8月	2019年9月	2019年10月	直近1年間累計	設定来累計
20円	20円	20円	20円	20円	240円	6,240円

## 主要な資産の状況

## &lt;資産構成比率&gt;

ワールドバンク・ボンド・インカム・ファンド クラスA	98.3%
マネー・オープン・マザーファンド	0.1%
現金その他	1.6%

## &lt;格付別構成比&gt;

Aaa	100.0%
Aa	0.0%
A	0.0%
Baa以下	0.0%
平均格付	Aaa

※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。

※格付はMoody's, S&Pのうち、高い格付を採用しています。

※平均格付とは、データ基準日時点での当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。

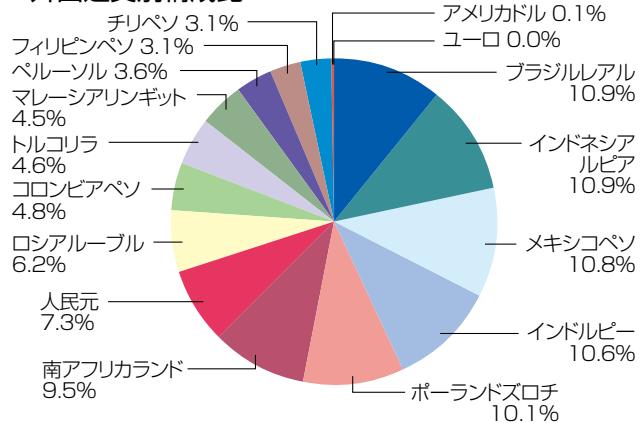
## &lt;公社債別構成比&gt;

世界銀行債券	100.0%
ソブリン債他	0.0%

※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。  
※ソブリン債は国債、政府機関債、政府保証債、国際機関債などです。

## ワールドバンク・ボンド・インカム・ファンド クラスAのポートフォリオの内容

## &lt;外国通貨別構成比&gt;

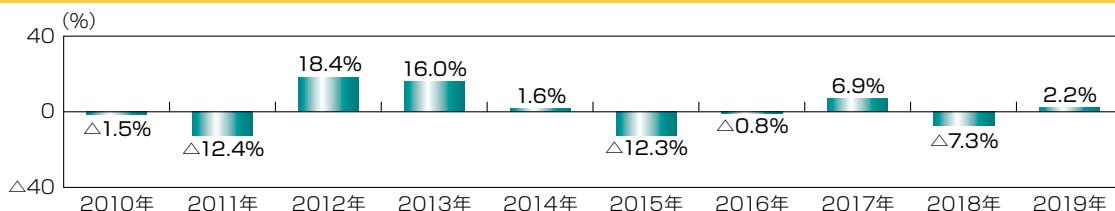


※構成比率は当外国投資信託の純資産総額比です。

※比率はその他があるため100%とならない場合があります。

※上記は、日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドより提供された情報です。

## 年間收益率の推移



※ファンドの年間收益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2019年は、2019年10月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
購入の申込期間	2019年7月13日から2020年7月13日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・英國証券取引所の休業日 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行休業日 ・ニューヨークの銀行休業日
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするために、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	無期限(2007年6月21日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することができます。 ・ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎月12日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	5,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	年2回(4月、10月)および償還後に交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入時の基準価額に対し3.3%(税抜3%)以内 ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信託財産留保額	ありません。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.99%(税抜0.9%) 運用管理費用は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 ＜運用管理費用の配分(年率)＞										
		<table border="1"><tr><td colspan="4">運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率</td></tr><tr><td>合計</td><td>委託会社</td><td>販売会社</td><td>受託会社</td></tr><tr><td>0.90%</td><td>0.27%</td><td>0.60%</td><td>0.03%</td></tr></table>	運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率				合計	委託会社	販売会社	受託会社	0.90%	0.27%
運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率												
合計	委託会社	販売会社	受託会社									
0.90%	0.27%	0.60%	0.03%									
<table border="1"><tr><td>委託会社</td><td>委託した資金の運用の対価</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td></tr></table>	委託会社	委託した資金の運用の対価	販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価	受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価						
委託会社	委託した資金の運用の対価											
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価											
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価											
投資対象とする 投資信託証券	実質的な負担	※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。										
		純資産総額に対し年率0.323%程度 ※「ワールドバンク・ボンド・インカム・ファンド クラスA」の純資産総額が200億円、為替相場が1米ドル=120円の場合の概算値です。										
		純資産総額に対し年率1.313%(税抜1.223%)程度 ※投資対象とする投資信託証券の純資産総額や組入比率などにより変動します。										
その他の 費用・手数料	諸費用 (目論見書の 作成費用など)	ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額 目論見書の作成および交付に係る費用、運用報告書の作成および交付に係る費用、監査費用などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。 ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。										
	売買委託 手数料など	組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。										

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

### 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2020年1月15日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

**nikko am**  
Nikko Asset Management

2020. 1. 16

# 世界銀行債券ファンド(毎月分配型) 愛称 「ワールドソポーター」

追加型投信／海外／債券

◆この目論見書により行なう「世界銀行債券ファンド（毎月分配型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年7月12日に関東財務局長に提出しており、2019年7月13日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	: 2019年7月12日
発行者名	: 日興アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 安倍 秀雄
本店の所在の場所	: 東京都港区赤坂九丁目7番1号
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。） の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

設定・運用は

**日興アセットマネジメント**

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。  
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

## 一 目 次 一

	頁
第一部【証券情報】 .....	1
第二部【ファンド情報】 .....	3
第1【ファンドの状況】 .....	3
第2【管理及び運営】 .....	34
第3【ファンドの経理状況】 .....	39
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】 .....	62
第三部【委託会社等の情報】 .....	63
約款 .....	122

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

世界銀行債券ファンド（毎月分配型）（以下「ファンド」といいます。）  
・愛称として「ワールドサポーター」という名称を用いることがあります。

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。  
・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

### (5) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。  
・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3%）が上限となっております。

### (6) 【申込単位】

販売会社の照会先にお問い合わせください。

### (7) 【申込期間】

2019年7月13日から2020年7月13日までとします。  
・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

### (8) 【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社  
ホームページ アドレス www.nikkoam.com/  
コールセンター 電話番号 0120-25-1404  
午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

### (9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわ

れる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ① ファンドの目的

主として世界銀行が発行する新興国通貨建て債券を投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

###### ② ファンドの基本的性格

###### 1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

###### ◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

###### ◇海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

###### ◇債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回 年 2 回 年 4 回	グローバル (除く日本) 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年 5 回 (隔月)	北米 歐州	ファミリーファンド	あり ( )
不動産投信	年 12 回 (毎月)	アジア オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (債券 公債 高格付))	日々 その他 ( )	中南米 アフリカ 中近東 (中東)	ファンド・オブ・ファンズ	なし
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

### ◇その他資産 (投資信託証券 (債券 公債 高格付))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産 (収益の源泉)」においては、「債券」に分類されます。

「公債」とは、目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

「高格付」とは、目論見書または投資信託約款において、原則として格付または信用力が相対的に高い債券を主要投資対象とする旨の記載があるもの、もしくは同様の内容が確認できるものをいいます。

### ◇年 12 回 (毎月)

目論見書または投資信託約款において、年 12 回 (毎月) 決算する旨の記載があるものをいいます。

### ◇グローバル (除く日本)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

### ◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

### ◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

③ ファンドの特色

## 世界初\*、世界銀行との協同開発ファンド

\*日興アセットマネジメント調べ

**特色 1** 相対的に利回りの高い、新興国通貨建て世界銀行債券に投資します。

**特色 2** 信用力の高い世界銀行が発行する短期債券を中心に組入れます。

**特色 3** 毎月の安定分配をめざしながら、新興国を応援します。

※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。

●市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

### 世界銀行とは

- 世界の主要各国から出資・支援されている国際機関です。
- 第二次大戦後の経済復興を目的に設立された機関の一つです。
- 國際開発金融機関として、特定の地域に偏ることなく、グローバルな活動を展開しています。

#### [世界銀行と日本]

第二次大戦後の復興期において、日本は世界銀行からの資金を基礎として著しい復興と躍進を遂げました。日本が世界銀行から借入れた総額はおよそ8億6,300万米ドル(計31件)にのぼります。現在では、日本は世界銀行にとって第2位の資金供与国となり、様々な分野で重要なパートナーとなっています。

#### <日本に対する世界銀行の主な融資事例>

- 最初の貸出(1953年) 発電設備(関西、九州、中部電力)
- 名神高速道路(1960年貸出)
- 東海道新幹線(1961年貸出)
- 最後の貸出(1966年) 東名高速道路(東京～静岡間)  
1990年に日本は世界銀行からの借入を完済しました。



© World Bank

- 世界銀行は必ずしも当ファンドの投資対象国に融資するとは限りません。
- 世界銀行は当ファンド(投資対象とする投資信託証券を含みます。)の運用について責任を負うものではありません。

特色 1

## 相対的に利回りの高い、 新興国通貨建て世界銀行債券に投資します。

### 新興国通貨建ての債券に投資することで、 相対的な高金利の獲得をめざします。

\*一部の通貨において直接新興国通貨建ての債券に投資できない場合などは、利子や元本の支払いが新興国通貨に応じて変動する仕組みを持つ米ドル建ての債券などに投資することができます。また、流動性確保のため、一部を米ドルなどの通貨建て債券に投資します。

\*なお、市況動向などにより、世界銀行債券の組入比率が一時的に大きく低下する場合があります。

#### ■ 新興国通貨の中には、相対的に高い金利水準にあるものが数多く存在しています。



●信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成。

●上記は主要新興国の金利水準を示したものであり、上記の国の通貨建て債券を組入れることを約束するものでも、推奨するものではありません。また、実際の組入債券の金利水準とは異なります。

●上記グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

### 複数の新興国通貨へ分散投資を行なうことにより、 為替変動リスクの低減効果をめざします。



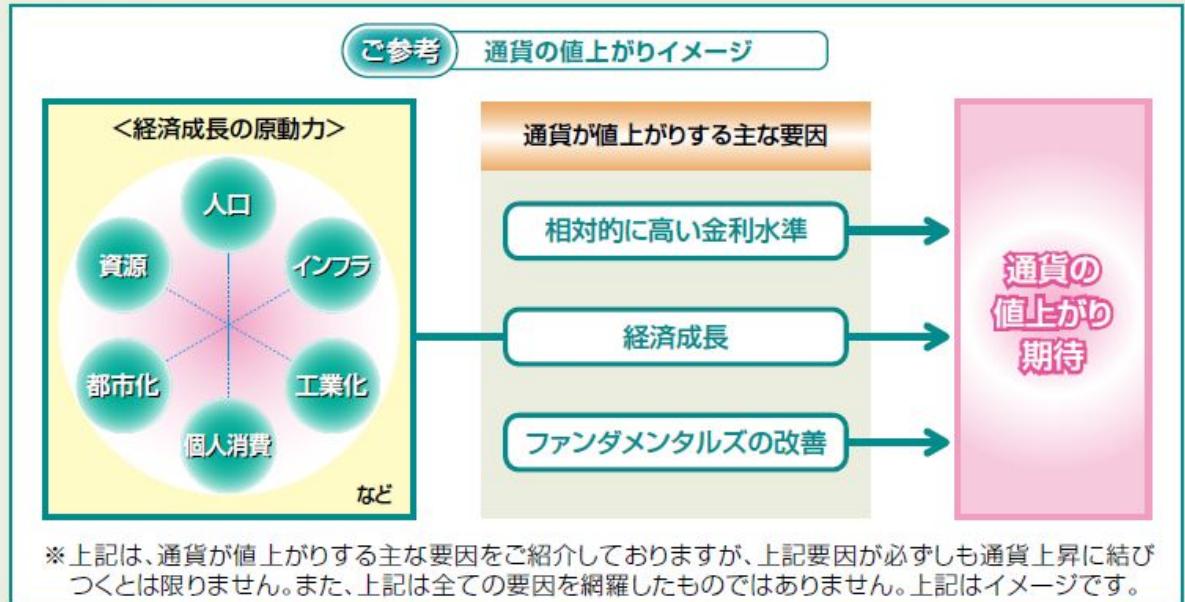
- 左記の国の通貨建て債券を組入れることを約束するものでも、推奨するものではありません。
- 左記は過去のものであり、将来の運用成果、リスク水準等を約束するものではありません。
- グラフ中の当ファンドのリスクは、基準価額の週次リターンの標準偏差を年率換算したものです。
- 基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後の分配金再投資基準価額の値です。分配金再投資基準価額とは、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであることにご留意ください。
- グラフ中の当ファンドのリスクは、通貨の動き、債券の金利収入・価格変動の影響を受けますので、為替変動リスク以外のリスク(金利変動リスク、信用リスクなど)も含みます。
- 信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成。

新興国の単一通貨の値動きは相対的に大きくなる傾向があり、通貨危機や経済危機などにおいては、相対的に大きく下落する可能性もあります。また、分散投資を行なった場合でも投資元本を割り込むことがあります。

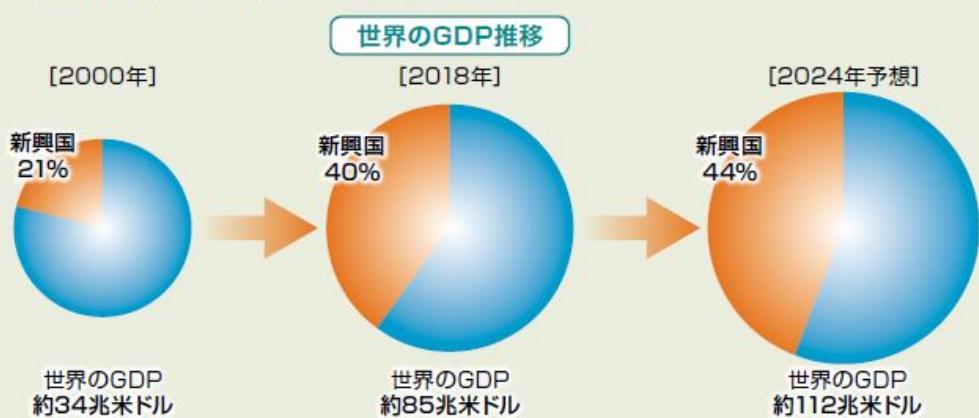
※リスクの詳細については、「投資リスク」をご覧ください。

## 複数の新興国通貨へ投資を行ないながら、長期的な通貨の値上がりが期待できます。

- 経済成長に伴なうファンダメンタルズの改善や魅力的な金利水準などにより、その国への投資魅力が高まれば、海外からの資金流入の活発化に伴なって通貨が買われやすくなり、通貨の値上がりが期待されます。



人口の多さや資源を強みとする新興国は、金利水準が相対的に高いだけでなく、今後も経済成長が期待されるため、長期的な通貨の値上がりが期待できます。



●IMF「World Economic Outlook, October 2019」の定義およびデータをもとに日興アセットマネジメントが作成。

●上記グラフは過去のものおよび予想値であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

特色 2

## 信用力の高い世界銀行が 発行する短期債券<sup>\*1</sup>を中心に組入れます。

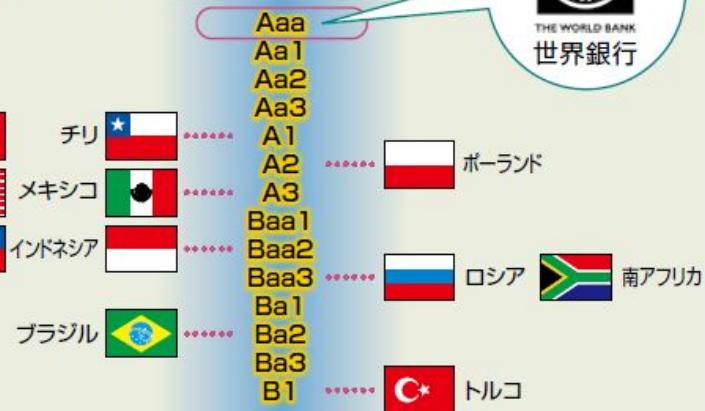
\*1 投資する債券の残存期間は原則3年以内とします。(変動利付債券の場合は10年以内)

### 信用力の高い世界銀行債券に投資します。

- 世界銀行債券は、強固な資本構造、堅実な財務方針などにより AAA(S&P社)/Aaa(Moody's社)の高い格付を保有しています。
- 世界銀行債券に投資することで、高金利を享受しながら 信用リスクを抑制した運用成果が期待できます。

ご参考

日本 (参考)		中国		チリ	
ペルー		マレーシア		メキシコ	
コロンビア		インド		フィリピン	
				インドネシア	



格付とは、債券の元利金の支払い能力などの信用力を総合的に分析してランク付けし、アルファベットなどのわかりやすい記号で示したもののです。

※上記格付は2019年10月末の自国通貨建長期債務(世界銀行は発行体)に対して付与されたものです。(Moody's社の格付を記載。)  
※上記の国の通貨建て債券を組入れることを約束するものでも、推奨するものではありません。

**MEMO** 世界銀行の貸付には「優先弁済権」がついており、他の債権者に優先して返済されることが通例となっています。世界銀行の格付が高いのはこうした背景があるからです。

### 短期債券を中心に投資することで、価格変動リスクの低減が期待できます。

- 債券には金利変動により債券価格が変動するリスクがあります。
- 短期債券を中心に投資することで、金利変動に伴なう価格変動を低く抑えることが期待できます。

※投資する債券の残存期間は原則3年以内とします。(変動利付債券の場合は10年以内)

ご参考

金利上昇した場合における債券の値動きのイメージ



一般に金利が上昇すると、債券の価格は下落します。残存期間の短い債券は、残存期間の長い債券に比べ、金利上昇時の価格変動が相対的に小さくなる傾向があります。

● 上記はイメージ図です。また、価格変動等に関する説明は一般論であり、実際はこれと異なる動きをする場合があります。

ご参考

残存期間別最大・最小リターン(1ヵ月当たり)



期間:1987年1月～2019年10月

※FTSE米国債インデックス(米ドルベース)の1～3年、3～7年、7～10年を用いて、月次変化率の最大値と最小値を計算しています。

● 上記のグラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

特色 3

## 毎月の安定分配をめざしながら、 新興国を応援します。

主に組入債券の利子収入や値上がり益などを原資として、  
毎月の決算時に安定した収益分配を行なうことをめざします。

- 毎月12日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。



- 分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。
- 上図はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

## 運用成果を期待するとともに、 SRI(社会的責任投資)\*2にご参加いただけます。

- 世界銀行は、新興国が安定かつ公正で持続可能な成長を実現できるよう支援しています。  
貧困層の生活水準向上、社会基盤整備、環境保護、紛争国の復興援助などに主眼をおいています。

\*2 一般にSRI(Socially Responsible Investment)とは、資産運用における投資基準として、経済面だけでなく、社会面・倫理面にも着目して、投資対象の選定を行なう投資手法を指します。

### 寄付についてのご報告

当ファンドの設定来、ご負担いただいた信託報酬の中から日々の純資産総額に年率0.05%(有価証券届出書提出日現在)の率を乗じて得た金額を、世界銀行の名で知られる国際復興開発銀行(IBRD)の姉妹機関である国際開発協会(International Development Association、通称IDA)に寄付しています。

IDAは主に世界銀行(IBRD)の条件で借り入れを行なうことが出来ない世界で最も貧しい国々を対象としており、貧困削減に向けて、途上国における経済成長促進、不平等是正、生活水準向上のためのプロジェクトに長期で無利子の融資や贈与を行なっています。これらの融資や贈与は、初等教育、基本的保健サービス、上下水道、環境セーフガード、ビジネス環境改善、インフラ、制度改革など、途上国の経済成長や生活水準改善への道を開くことに欠かせないプロジェクトに使われています。



© Pierre-Joseph Kamano/World Bank Group



© Curt Carnemark/World Bank

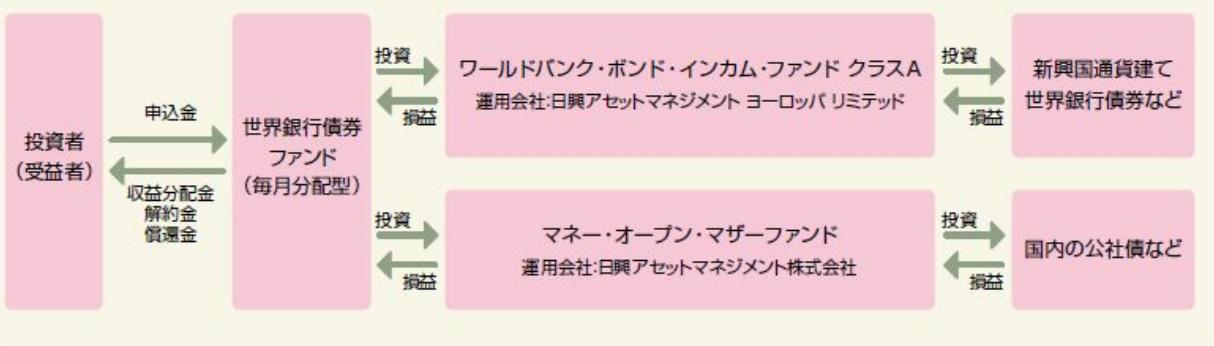


© ALFREDO SRUR/The World Bank

※当ファンドにおける寄付先や寄付金額などは交付運用報告書にて開示します。  
※寄付の金額などは、将来変更になる場合があります。

## ファンドの仕組み

■当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



### （主な投資制限）

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への直接投資は行ないません。

### （分配方針）

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準などを勘案して決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

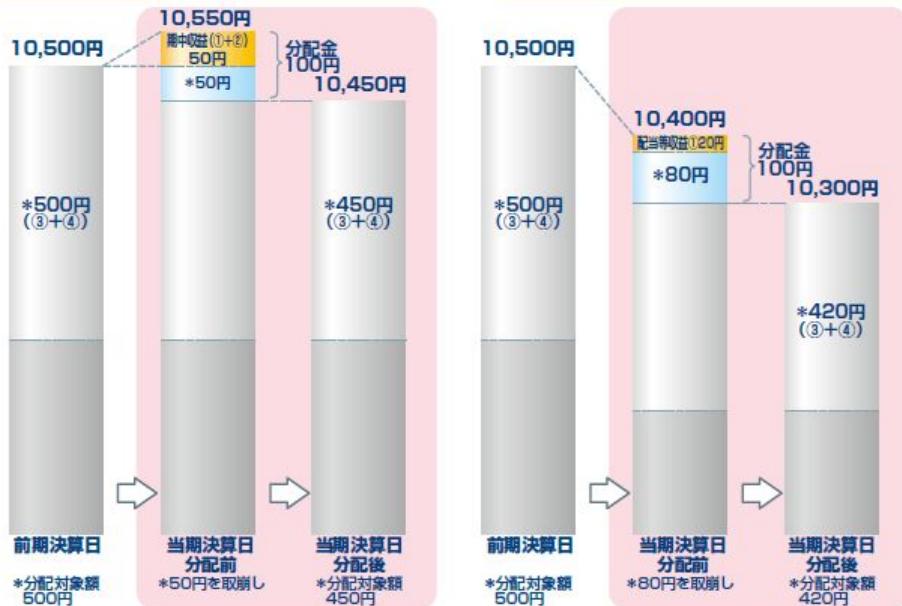
投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合 前期決算から基準価額が下落した場合



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および

④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

\*上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合



\*元本戻戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。  
また、元本戻戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

・普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

・元本戻戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本戻戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

④ 信託金限度額

- ・5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

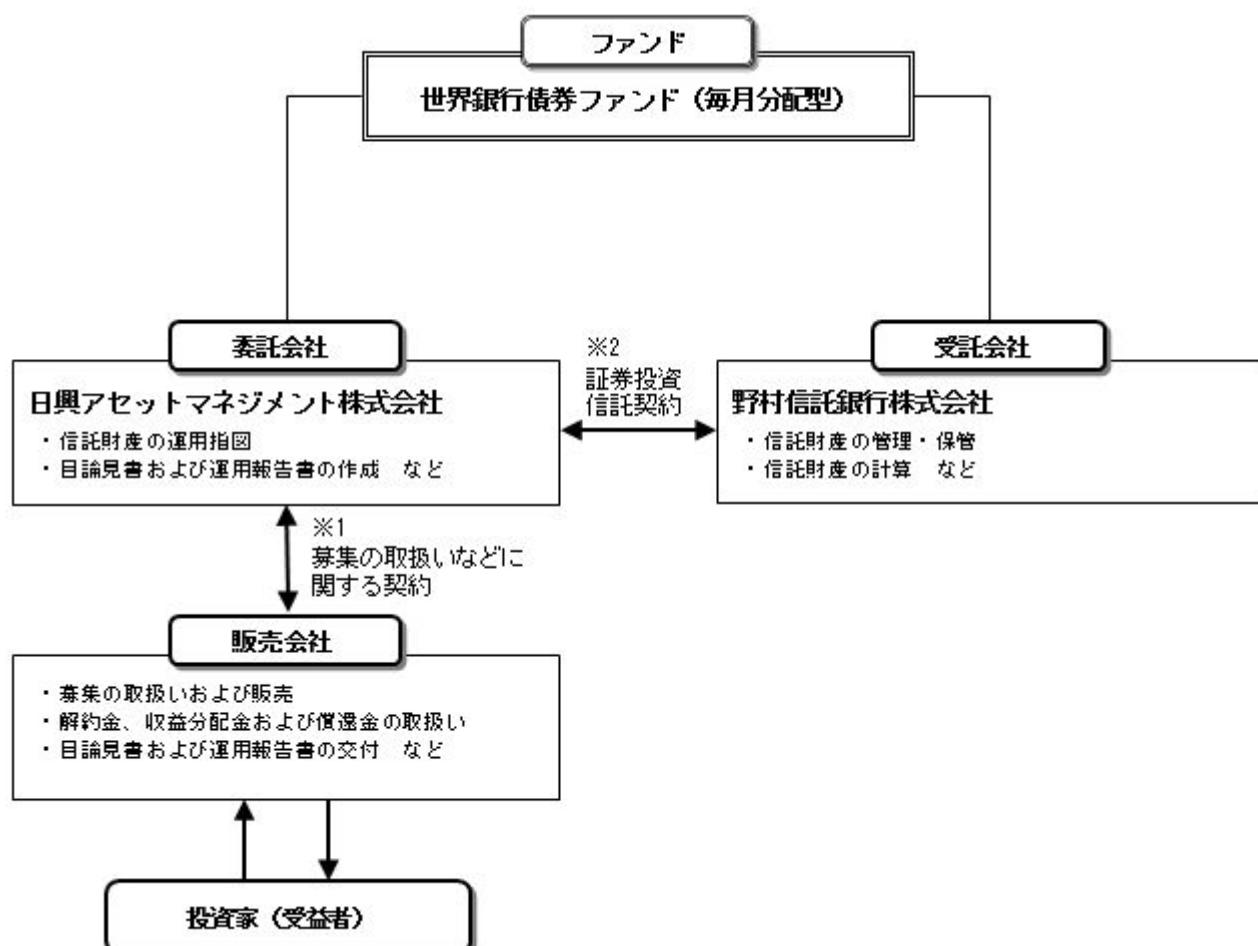
(2) 【ファンドの沿革】

2007 年 6 月 21 日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

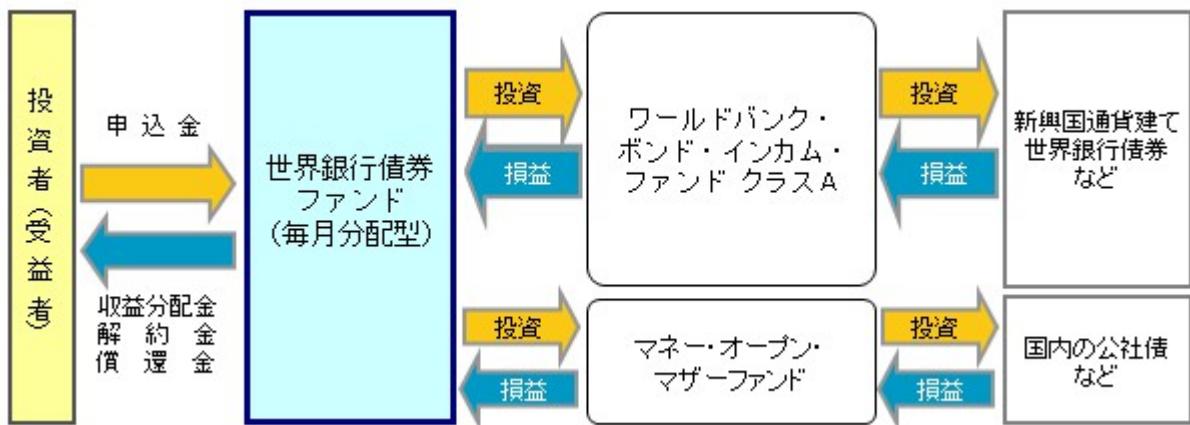


※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の決めの内容などが含まれています。

## <ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



### ② 委託会社の概況（2019年10月末現在）

1) 資本金  
17,363百万円

2) 沿革  
1959年：日興證券投資信託委託株式会社として設立

1999年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名称	住所	所有株数	所有比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	179,869,100株	91.29%
DBS Bank Ltd.	6 Shenton Way, #46-00, DBS Building Tower One, Singapore 068809	14,283,400株	7.24%

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

- ・主として、以下の投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。  
ケイマン籍円建外国投資信託「ワールドバンク・ボンド・インカム・ファンド クラスA」  
証券投資信託「マネー・オープン・マザーファンド」
- ・投資信託証券の合計組入比率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性などを勘案して決定します。なお、資金動向などによっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることもあります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

### (2) 【投資対象】

以下の投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

ケイマン籍円建外国投資信託「ワールドバンク・ボンド・インカム・ファンド クラスA」  
証券投資信託「マネー・オープン・マザーファンド」

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形
- 4) 為替手形

- ② 主として次の外国投資信託の受益証券および次のマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
  - 1) ケイマン籍円建外国投資信託「ワールドバンク・ボンド・インカム・ファンド クラスA」
  - 2) 証券投資信託「マネー・オープン・マザーファンド」
  - 3) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
  - 4) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
  - 1) 預金
  - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  - 3) コール・ローン
  - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 次の取引ができます。
  - 1) 資金の借入

◆投資対象とする投資信託証券の概要

<ワールドバンク・ボンド・インカム・ファンド クラスA> (ケイマン籍円建外国投資信託)

運用の基本方針	
基本方針	リスクを抑制しながら安定的な収益の獲得をめざします。
主な投資対象	世界銀行が発行する新興国通貨建て債券を主な投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界銀行が発行する新興国通貨建て債券を主な投資対象として、安定的な収益の確保と中長期的な信託財産の成長をめざします。</li> <li>・各通貨への投資比率は、各国の経済状況、金利水準、市場の流動性などに基づき決定します。</li> <li>・組み入れる債券は、原則として残存期間が3年以下（変動利付債の場合は10年以下）のものとします。</li> <li>・ファンドの流動性を確保するため、一部米ドルやユーロなどの主要国通貨建ての債券に投資することがあります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として純資産総額の50%以上を有価証券に投資します。</li> <li>・株式への投資は行いません。</li> </ul>
収益分配	原則として毎月6日（休日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	<p>純資産総額に対して年率0.323%程度（国内における消費税等相当額はかかりません。）</p> <p>※当該外国投資信託の純資産総額が200億円、為替相場が1米ドル=120円の場合の概算値です。</p> <p>※当該外国投資信託の信託報酬率の内訳は、純資産総額に対し年率0.30%～0.32%と、固定報酬として年額5,000米ドル（純資産総額に対し年率0.003%相当）です。</p> <p>※純資産総額や為替相場などにより円換算後の信託報酬率は変動します。</p>
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	事務管理費用、資産の保管費用、有価証券売買時の売買委託手数料、設立に係る費用、法律顧問費用、監査費用、信託財産に関する租税など。
その他	
投資顧問会社	日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド
管理会社	日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド
信託期間	2106年12月31日まで
決算日	原則として、毎年2月末日

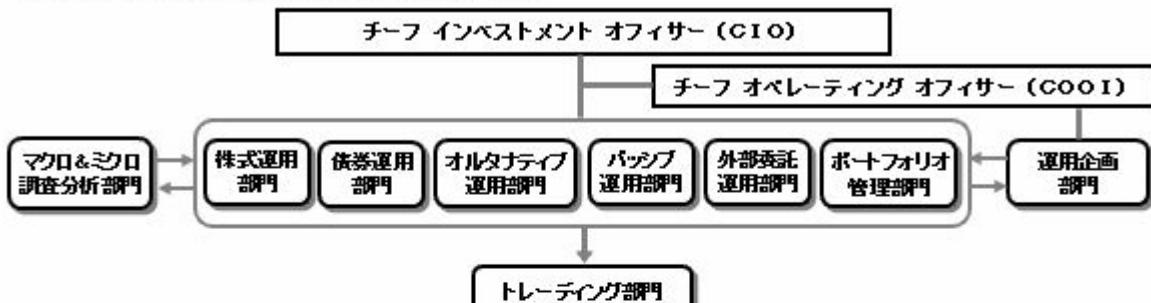
※上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

<マネー・オープン・マザーファンド>

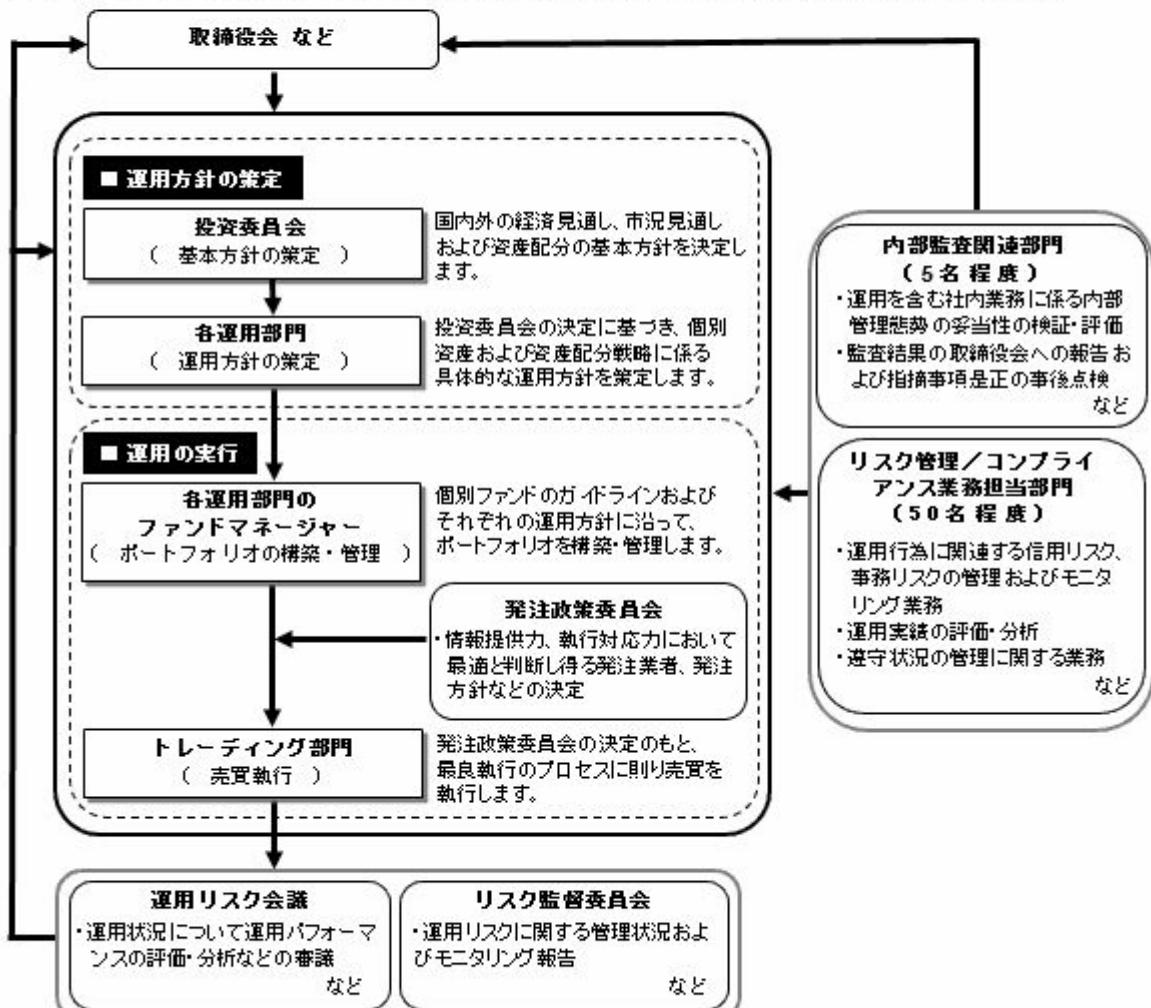
運用の基本方針	
基本方針	公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の国債および格付の高い公社債を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息等収益の確保をめざして運用を行ないます。</li> <li>・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。</li> <li>・外貨建資産への投資は行ないません。</li> <li>・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> <li>・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（2003年3月28日設定）
決算日	毎年1月15日（休業日の場合は翌営業日）

### (3) 【運用体制】

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



#### 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっており、また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

※上記体制は2019年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

##### ① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

###### 1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

###### 2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準などを勘案して決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。

###### 3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

##### ② 収益分配金の支払い

###### <分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

###### <分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

#### (5) 【投資制限】

##### ① 約款に定める投資制限

- 1) 前記「投資対象」の投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- 2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入人は行ないません。
- 3) 外貨建資産への直接投資は行ないません。
- 4) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴なう支払資金の手当（解約に伴なう支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
  - イ) 解約に伴なう支払資金の手当にあたっては、解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
  - ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当にあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
  - ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
  - ニ) 解約に伴なう支払資金の手当のための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
  - ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当のための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- 5) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

#### 3 【投資リスク】

##### (1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

① 為替変動リスク

- ・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・新興国通貨建ての債券は、新興国の通貨の為替変動に影響を受けます。一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

② カントリー・リスク

- ・投資対象となる債券は新興国通貨建てで起債されたものであるため、新興国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
- ・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

③ 価格変動リスク

- 一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

④ 流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて市場規模や取引量が少ないとため、流動性リスクが高まる場合があります。

⑤ 信用リスク

- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

＜その他の留意事項＞

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・投資対象とする投資信託証券に関する事項

◇諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金

ができないこともあります。

◇ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴なう資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

・解約によるファンドの資金流出に伴なう基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することができます。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

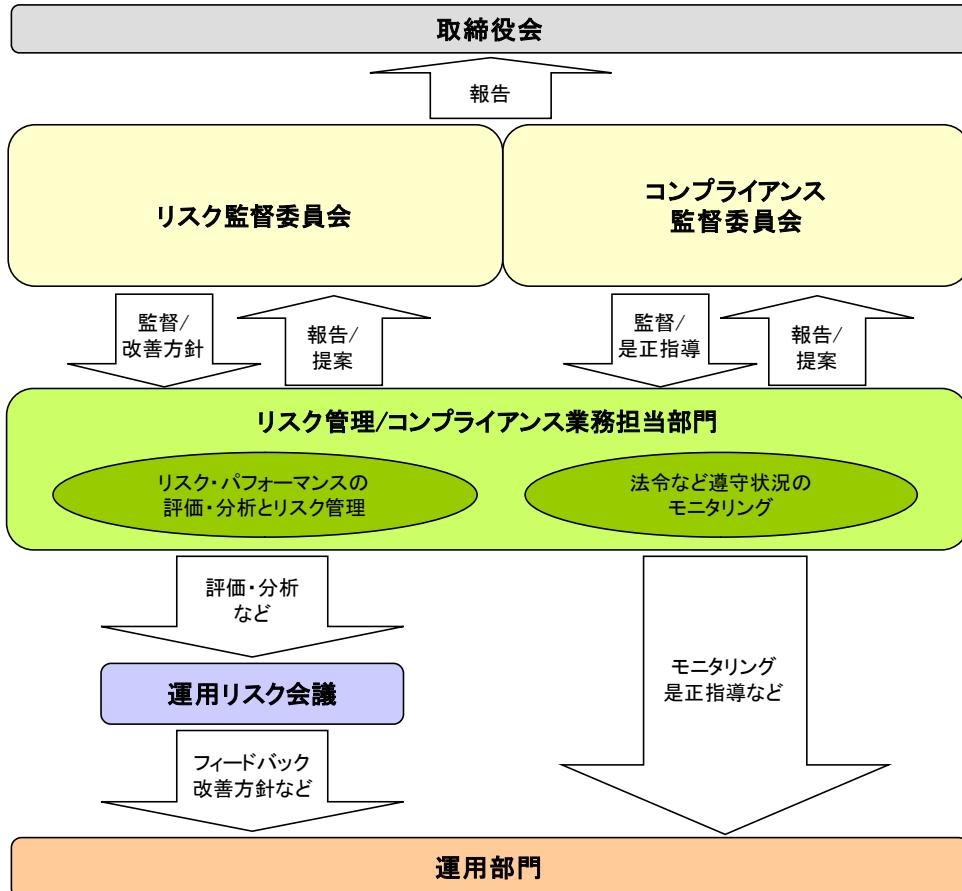
・運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

## (2) リスク管理体制



### ■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

### ■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスクの管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスクの管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

### ■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は2019年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (参考情報)

### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



### (当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	-1.8%	8.2%	9.3%	5.8%	2.1%	2.1%	1.2%
最大値	16.9%	41.9%	34.1%	37.2%	9.3%	19.3%	19.3%
最小値	-19.3%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-4.0%	-12.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

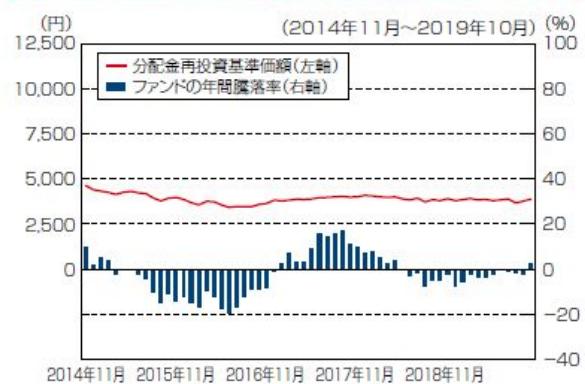
※上記は2014年11月から2019年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

#### <各資産クラスの指標>

日本株 ……東証株価指数(TOPIX、配当込)  
先進国株 ……MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込、円ベース)  
新興国株 ……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込、円ベース)  
日本国債 ……NOMURA-BPI国債  
先進国債 ……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
新興国債 ……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド  
(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

### 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2014年11月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## ○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指標について

### 東証株価指数（TOPIX、配当込）

当指標は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。なお、当指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

### MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込、円ベース）

当指標は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。なお、当指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

### MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込、円ベース）

当指標は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。なお、当指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

### NOMURA-BPI 国債

当指標は、野村證券株式会社が公表している指標で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

### FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

当指標は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。当指標は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指標に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

### JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）

当指標は、J. P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象とした指標です。なお、当指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J. P. Morgan Securities LLC に帰属します。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

- 販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。
- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3%）が上限となっております。
  - ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
  - ・<分配金再投資コース>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
  - ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

### (2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料  
ありません。
- ② 信託財産留保額  
ありません。

### (3) 【信託報酬等】

#### ① 信託報酬

信託報酬率（年率）<純資産総額に対し>	
当ファンド	0.99%（税抜0.9%）
投資対象とする投資信託証券	0.323%程度*
実質的負担	1.313%（税抜1.223%）程度

- ・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.99%（税抜0.9%）の率を乗じて得た額とします。
- ・投資対象とするケイマン籍円建外国投資信託「ワールドバンク・ボンド・インカム・ファンド クラスA」の組入れに係る信託報酬率（年率）0.323%程度\*がかかり、受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は1.313%（税抜1.223%）程度となります。

\*当該外国投資信託の信託報酬率は、当該外国投資信託の純資産総額が200億円、為替相場が1米ドル=120円の場合の概算値です。

\*当該外国投資信託の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況－2 投資方針－（2）投資対象」－「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

\*受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の純資産総額や組入比率などにより変動します。

#### ② 信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.90%	0.27%	0.60%	0.03%

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

- ③ 支払時期  
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、ファンドの日々の純資産総額に対して年率 0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。（以下「実費方式」といいます。）また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかる諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けることができます。（以下「見積方式」といいます。）ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率 0.1%を上限として、これを変更することができます。委託会社は、実費方式または見積方式のいずれを用いるかについて、信託期間を通じて隨時、見直すことができます。これら諸費用は、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

- ① 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。
- ② 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用。
- ③ 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ④ 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑤ 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑥ ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。
- ⑦ 格付の取得に要する費用。
- ⑧ ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴なう支払資金の手当などを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

<投資対象とする投資信託証券に係る費用>

「ワールドバンク・ボンド・インカム・ファンド クラスA」

- ・事務管理費用
- ・資産の保管費用
- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・設立に係る費用
- ・法律顧問費用
- ・監査費用
- ・信託財産に関する租税 など

「マネー・オープン・マザーファンド」

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

\*監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

\*売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）\*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

\*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間 120 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が 5 年間非課税となります。ご利用になれるのは、満 20 歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニア NISA）をご利用の場合、20 歳未満の居住者などを対象に、年間 80 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が 5 年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1 口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

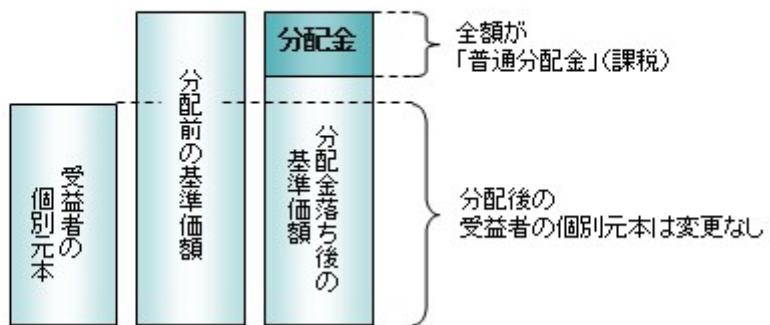
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

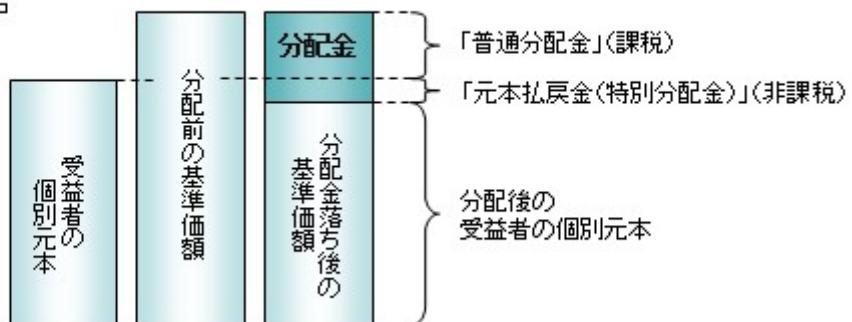
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ) 、 ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2020 年 1 月 15 日現在のもので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

### 【世界銀行債券ファンド（毎月分配型）】

以下の運用状況は2019年10月31日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### (1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン	14,650,462,943	98.31
親投資信託受益証券	日本	14,535,533	0.10
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	237,082,521	1.59
合計（純資産総額）		14,902,080,997	100.00

#### (2) 【投資資産】

##### ①【投資有価証券の主要銘柄】

###### イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
ケイマン	投資信託受益証券	ワールドバンク・ボンド・インカム・ファンド クラスA	52,680,557,149	0.27	14,445,008,770	0.27	14,650,462,943	98.31
日本	親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	14,303,812	1.0162	14,535,533	1.0162	14,535,533	0.10

###### ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.31
親投資信託受益証券	0.10
合　　計	98.41

##### ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

##### ③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第6特定期間末 (2010年4月12日)	223,054	225,003	0.6867	0.6927
第7特定期間末 (2010年10月12日)	248,826	251,280	0.6085	0.6145
第8特定期間末 (2011年4月12日)	256,149	258,681	0.6069	0.6129
第9特定期間末 (2011年10月12日)	178,298	180,574	0.4700	0.4760
第10特定期間末 (2012年4月12日)	159,315	161,357	0.4682	0.4742
第11特定期間末 (2012年10月12日)	130,349	132,209	0.4205	0.4265
第12特定期間末 (2013年4月12日)	124,354	125,307	0.5224	0.5264
第13特定期間末 (2013年10月15日)	94,760	95,576	0.4648	0.4688
第14特定期間末 (2014年4月14日)	74,718	75,379	0.4520	0.4560
第15特定期間末 (2014年10月14日)	62,662	63,229	0.4421	0.4461
第16特定期間末 (2015年4月13日)	49,667	50,160	0.4029	0.4069
第17特定期間末 (2015年10月13日)	39,431	39,873	0.3568	0.3608
第18特定期間末 (2016年4月12日)	30,344	30,542	0.3065	0.3085
第19特定期間末 (2016年10月12日)	25,981	26,163	0.2849	0.2869
第20特定期間末 (2017年4月12日)	24,731	24,898	0.2961	0.2981
第21特定期間末 (2017年10月12日)	23,325	23,479	0.3025	0.3045
第22特定期間末 (2018年4月12日)	20,698	20,842	0.2882	0.2902
第23特定期間末 (2018年10月12日)	17,396	17,530	0.2598	0.2618
第24特定期間末 (2019年4月12日)	16,153	16,278	0.2586	0.2606
第25特定期間末 (2019年10月15日)	14,819	14,942	0.2397	0.2417
2018年10月末日	17,367	—	0.2614	—
11月末日	17,541	—	0.2672	—
12月末日	16,657	—	0.2576	—
2019年1月末日	16,620	—	0.2595	—
2月末日	16,709	—	0.2624	—
3月末日	16,036	—	0.2550	—
4月末日	15,812	—	0.2547	—
5月末日	15,302	—	0.2478	—
6月末日	15,254	—	0.2490	—
7月末日	15,222	—	0.2508	—
8月末日	14,128	—	0.2341	—
9月末日	14,771	—	0.2383	—

10月末日	14,902	-	0.2429	-
-------	--------	---	--------	---

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

## ②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第6特定期間	2009年10月14日～2010年4月12日	0.0360
第7特定期間	2010年4月13日～2010年10月12日	0.0360
第8特定期間	2010年10月13日～2011年4月12日	0.0360
第9特定期間	2011年4月13日～2011年10月12日	0.0360
第10特定期間	2011年10月13日～2012年4月12日	0.0360
第11特定期間	2012年4月13日～2012年10月12日	0.0360
第12特定期間	2012年10月13日～2013年4月12日	0.0240
第13特定期間	2013年4月13日～2013年10月15日	0.0240
第14特定期間	2013年10月16日～2014年4月14日	0.0240
第15特定期間	2014年4月15日～2014年10月14日	0.0240
第16特定期間	2014年10月15日～2015年4月13日	0.0240
第17特定期間	2015年4月14日～2015年10月13日	0.0240
第18特定期間	2015年10月14日～2016年4月12日	0.0180
第19特定期間	2016年4月13日～2016年10月12日	0.0120
第20特定期間	2016年10月13日～2017年4月12日	0.0120
第21特定期間	2017年4月13日～2017年10月12日	0.0120
第22特定期間	2017年10月13日～2018年4月12日	0.0120
第23特定期間	2018年4月13日～2018年10月12日	0.0120
第24特定期間	2018年10月13日～2019年4月12日	0.0120
第25特定期間	2019年4月13日～2019年10月15日	0.0120

## ③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第6特定期間	2009年10月14日～2010年4月12日	8.69
第7特定期間	2010年4月13日～2010年10月12日	△6.15
第8特定期間	2010年10月13日～2011年4月12日	5.65
第9特定期間	2011年4月13日～2011年10月12日	△16.63
第10特定期間	2011年10月13日～2012年4月12日	7.28
第11特定期間	2012年4月13日～2012年10月12日	△2.50
第12特定期間	2012年10月13日～2013年4月12日	29.94
第13特定期間	2013年4月13日～2013年10月15日	△6.43
第14特定期間	2013年10月16日～2014年4月14日	2.41
第15特定期間	2014年4月15日～2014年10月14日	3.12
第16特定期間	2014年10月15日～2015年4月13日	△3.44
第17特定期間	2015年4月14日～2015年10月13日	△5.49

第 18 特定期間	2015 年 10 月 14 日～2016 年 4 月 12 日	△9.05
第 19 特定期間	2016 年 4 月 13 日～2016 年 10 月 12 日	△3.13
第 20 特定期間	2016 年 10 月 13 日～2017 年 4 月 12 日	8.14
第 21 特定期間	2017 年 4 月 13 日～2017 年 10 月 12 日	6.21
第 22 特定期間	2017 年 10 月 13 日～2018 年 4 月 12 日	△0.76
第 23 特定期間	2018 年 4 月 13 日～2018 年 10 月 12 日	△5.69
第 24 特定期間	2018 年 10 月 13 日～2019 年 4 月 12 日	4.16
第 25 特定期間	2019 年 4 月 13 日～2019 年 10 月 15 日	△2.67

(注) 各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

#### (4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第 6 特定期間	2009 年 10 月 14 日～2010 年 4 月 12 日	163, 368, 708, 475	16, 629, 538, 274
第 7 特定期間	2010 年 4 月 13 日～2010 年 10 月 12 日	107, 286, 288, 832	23, 195, 380, 514
第 8 特定期間	2010 年 10 月 13 日～2011 年 4 月 12 日	57, 713, 302, 935	44, 540, 614, 191
第 9 特定期間	2011 年 4 月 13 日～2011 年 10 月 12 日	25, 495, 966, 216	68, 215, 593, 684
第 10 特定期間	2011 年 10 月 13 日～2012 年 4 月 12 日	14, 716, 957, 930	53, 775, 927, 284
第 11 特定期間	2012 年 4 月 13 日～2012 年 10 月 12 日	12, 388, 448, 353	42, 734, 865, 699
第 12 特定期間	2012 年 10 月 13 日～2013 年 4 月 12 日	9, 933, 437, 582	81, 821, 599, 912
第 13 特定期間	2013 年 4 月 13 日～2013 年 10 月 15 日	5, 322, 269, 425	39, 523, 297, 126
第 14 特定期間	2013 年 10 月 16 日～2014 年 4 月 14 日	3, 813, 036, 391	42, 358, 477, 441
第 15 特定期間	2014 年 4 月 15 日～2014 年 10 月 14 日	3, 656, 334, 898	27, 223, 976, 110
第 16 特定期間	2014 年 10 月 15 日～2015 年 4 月 13 日	4, 116, 506, 331	22, 594, 732, 480
第 17 特定期間	2015 年 4 月 14 日～2015 年 10 月 13 日	2, 653, 898, 391	15, 404, 311, 342
第 18 特定期間	2015 年 10 月 14 日～2016 年 4 月 12 日	2, 857, 018, 534	14, 391, 685, 356
第 19 特定期間	2016 年 4 月 13 日～2016 年 10 月 12 日	1, 041, 325, 184	8, 827, 295, 974
第 20 特定期間	2016 年 10 月 13 日～2017 年 4 月 12 日	1, 205, 063, 539	8, 878, 639, 948
第 21 特定期間	2017 年 4 月 13 日～2017 年 10 月 12 日	1, 288, 521, 743	7, 704, 104, 781
第 22 特定期間	2017 年 10 月 13 日～2018 年 4 月 12 日	1, 096, 397, 256	6, 392, 002, 326
第 23 特定期間	2018 年 4 月 13 日～2018 年 10 月 12 日	993, 100, 330	5, 851, 427, 961
第 24 特定期間	2018 年 10 月 13 日～2019 年 4 月 12 日	859, 049, 352	5, 347, 239, 791
第 25 特定期間	2019 年 4 月 13 日～2019 年 10 月 15 日	2, 937, 382, 060	3, 585, 885, 174

(参考)

#### マネー・オープン・マザーファンド

以下の運用状況は 2019 年 10 月 31 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	511,748,509	100.00
合計（純資産総額）		511,748,509	100.00

#### 投資資産

##### 投資有価証券の主要銘柄

###### イ. 評価額上位銘柄明細

該当事項はありません。

###### ロ. 種類別の投資比率

該当事項はありません。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 《参考情報》

# 運用実績

2019年10月31日現在

## 基準価額・純資産の推移



基準価額.....2,429円

純資産総額.....149.02億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金基準価額は、2009年10月末の基準価額を起点として指数化しています。

※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものである点にご留意ください。

## 分配の推移(税引前、1万口当たり)

2019年6月	2019年7月	2019年8月	2019年9月	2019年10月	直近1年間累計	設定来累計
20円	20円	20円	20円	20円	240円	6,240円

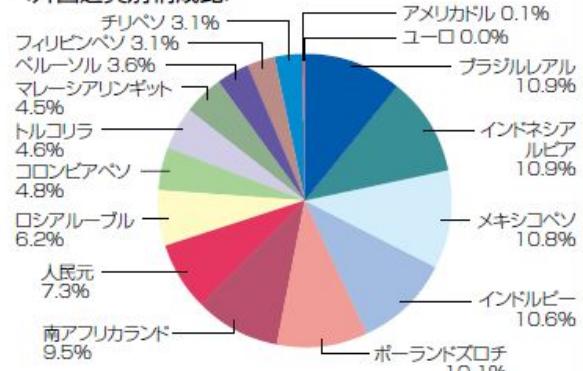
## 主要な資産の状況

### <資産構成比率>

ワールドバンク・ボンド・インカム・ファンド クラスA	98.3%
マネー・オーブン・マザーファンド	0.1%
現金その他	1.6%

### ワールドバンク・ボンド・インカム・ファンド クラスAのポートフォリオの内容

#### <外国通貨別構成比>



※構成比率は当外国投資信託の純資産総額比です。

※比率はその他のため100%とならない場合があります。

### <格付別構成比>

Aaa	100.0%
Aa	0.0%
A	0.0%
Baa以下	0.0%
平均格付	Aaa

※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。

※格付はMoody's、S&Pのうち、高い格付を採用しています。

※平均格付とは、データ基準日時点での当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。

※上記は、日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドより提供された情報です。

### <公社債別構成比>

世界銀行債券	100.0%
ソブリン債他	0.0%

※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。

※ソブリン債は国債、政府機関債、政府保証債、国際機関債などです。

## 年間收益率の推移



※ファンドの年間收益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2019年は、2019年10月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

#### (2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、<分配金再投資コース>と<分配金受取りコース>の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

<分配金再投資コース>

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

<分配金受取りコース>

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

#### (3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

#### (4) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

#### (5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●英国証券取引所の休業日

●ニューヨーク証券取引所の休業日

●ロンドンの銀行休業日

●ニューヨークの銀行休業日

#### (6) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

#### (7) 申込単位

販売会社の照会先にお問い合わせください。

#### (8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払ください。

#### (9) 受付の中止および取消

委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所※における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

#### (10) 償還乗換

・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりるので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

#### (11) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができる場合があります。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### 2【換金（解約）手続等】

#### <解約請求による換金>

##### (1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

- (2) 取扱時間  
原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- (3) 解約請求不可日  
販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 英国証券取引所の休業日
  - ニューヨーク証券取引所の休業日
  - ロンドンの銀行休業日
  - ニューヨークの銀行休業日
- (4) 解約制限  
ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするために、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 解約価額  
解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

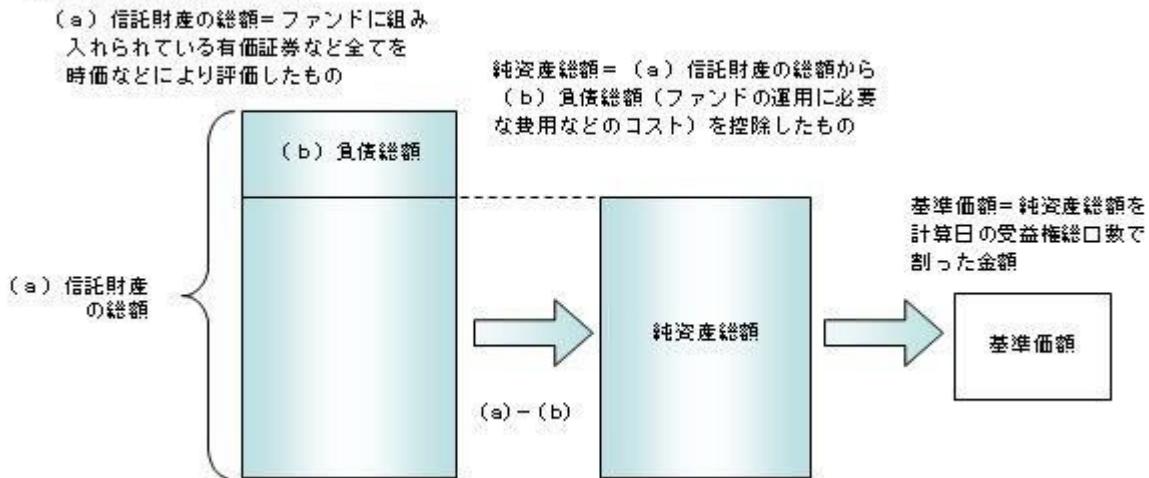
日興アセットマネジメント株式会社  
ホームページ アドレス [www.nikkoam.com/](http://www.nikkoam.com/)  
コールセンター 電話番号 0120-25-1404  
午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

- (6) 手取額  
1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。  
※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。  
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。
- (7) 解約単位  
1口単位  
※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (8) 解約代金の支払い  
原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
- (9) 受付の中止および取消  
  - ・委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
  - ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以後の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

### 3 【資産管理等の概要】

- (1) 【資産の評価】
- ① 基準価額の算出
- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
  - ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することができます。

## <基準価額算出の流れ>



### ② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇投資信託証券（国内籍）

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇投資信託証券（外国籍）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

### ③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

#### <委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス [www.nikkoam.com/](http://www.nikkoam.com/)

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

### (2) 【保管】

該当事項はありません。

### (3) 【信託期間】

無期限とします（2007年6月21日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

### (4) 【計算期間】

毎月13日から翌月12日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

### (5) 【その他】

#### ① 信託の終了（繰上償還）

- 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
  - 受益者の解約により純資産総額が10億円を下回ることとなった場合
  - 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
  - やむを得ない事情が発生したとき
- この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異

議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)

- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
- イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
  - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
  - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立ての結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
  - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

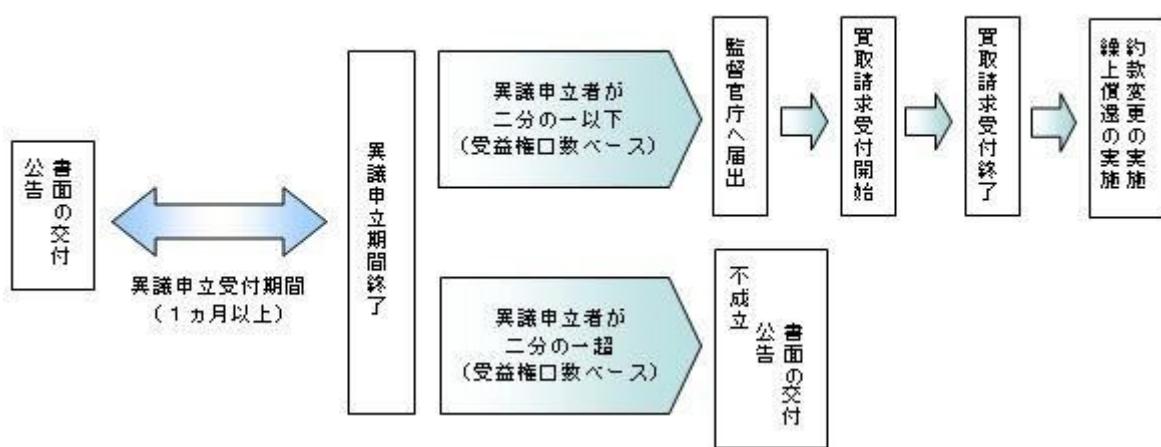
③ 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

④ 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

＜繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ＞



⑤ 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（4月、10月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。

- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス [www.nikkoam.com/](http://www.nikkoam.com/)

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

#### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### 第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号) 並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号) に基づき作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、2019 年 4 月 13 日から 2019 年 10 月 15 日までの特定期間の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

2019年11月20日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴司  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界銀行債券ファンド（毎月分配型）の2019年4月13日から2019年10月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界銀行債券ファンド（毎月分配型）の2019年10月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注)上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 1 【財務諸表】

### 【世界銀行債券ファンド（毎月分配型）】

#### (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2019年 4月 12 日現在	当期 2019年 10月 15 日現在
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
コール・ローン	290,819,386	357,121,982
投資信託受益証券	15,911,719,177	14,605,488,182
親投資信託受益証券	16,011,830	14,535,533
未収入金	141,517,066	193,422
<b>流動資産合計</b>	<b>16,360,067,459</b>	<b>14,977,339,119</b>
<b>資産合計</b>	<b>16,360,067,459</b>	<b>14,977,339,119</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払収益分配金	124,944,356	123,647,350
未払解約金	62,983,134	19,500,936
未払受託者報酬	448,329	429,409
未払委託者報酬	13,001,763	12,453,193
未払利息	320	68
その他未払費用	4,816,410	2,298,624
<b>流動負債合計</b>	<b>206,194,312</b>	<b>158,329,580</b>
<b>負債合計</b>	<b>206,194,312</b>	<b>158,329,580</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	62,472,178,476	61,823,675,362
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金（△）	△46,318,305,329	△47,004,665,823
（分配準備積立金）	39,668	37,409
<b>元本等合計</b>	<b>16,153,873,147</b>	<b>14,819,009,539</b>
<b>純資産合計</b>	<b>16,153,873,147</b>	<b>14,819,009,539</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>16,360,067,459</b>	<b>14,977,339,119</b>

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2018年10月13日 至 2019年4月12日	当期 自 2019年4月13日 至 2019年10月15日
<b>営業収益</b>		
受取利息	154	-
有価証券売買等損益	786,449,085	△343,827,092
<b>営業収益合計</b>	<b>786,449,239</b>	<b>△343,827,092</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	50,613	48,626
受託者報酬	2,724,126	2,487,231
委託者報酬	79,001,118	72,131,513
その他費用	2,644,349	2,580,077
<b>営業費用合計</b>	<b>84,420,206</b>	<b>77,247,447</b>
<b>営業利益又は営業損失（△）</b>	<b>702,029,033</b>	<b>△421,074,539</b>
<b>経常利益又は経常損失（△）</b>	<b>702,029,033</b>	<b>△421,074,539</b>
<b>当期純利益又は当期純損失（△）</b>	<b>702,029,033</b>	<b>△421,074,539</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	7,700,781	△1,172,866
<b>期首剩余金又は期首次損金（△）</b>	<b>△49,564,207,308</b>	<b>△46,318,305,329</b>
剩余金増加額又は欠損金減少額	3,957,852,135	2,699,795,522
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	3,957,852,135	2,699,795,522
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	-
<b>剩余金減少額又は欠損金増加額</b>	<b>635,778,290</b>	<b>2,232,268,271</b>
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	635,778,290	2,232,268,271
<b>分配金</b>	<b>770,500,118</b>	<b>733,986,072</b>
<b>期末剩余金又は期末欠損金（△）</b>	<b>△46,318,305,329</b>	<b>△47,004,665,823</b>

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎月 13 日から翌月 12 日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当定期間は 2019 年 4 月 13 日から 2019 年 10 月 15 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

		前期 2019年 4月 12 日現在	当期 2019年 10月 15 日現在
1.	期首元本額	66,960,368,915 円	62,472,178,476 円
	期中追加設定元本額	859,049,352 円	2,937,382,060 円
	期中一部解約元本額	5,347,239,791 円	3,585,885,174 円
2.	受益権の総数	62,472,178,476 口	61,823,675,362 口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	46,318,305,329 円	47,004,665,823 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2018年 10月 13 日 至 2019年 4月 12 日		当期 自 2019年 4月 13 日 至 2019年 10月 15 日	
分配金の計算過程 自 2018年 10月 13 日 至 2018年 11月 12 日		分配金の計算過程 自 2019年 4月 13 日 至 2019年 5月 13 日	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	0 円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	0 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円
C 信託約款に定める収益調整金	2,780,823,940 円	C 信託約款に定める収益調整金	2,376,188,846 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	548,965,190 円	D 信託約款に定める分配準備積立金	39,246 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	3,329,789,130 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	2,376,228,092 円
F 分配対象収益(1万口当たり)	503 円	F 分配対象収益(1万口当たり)	383 円
G 分配金額	132,235,210 円	G 分配金額	123,885,574 円
H 分配金額(1万口当たり) 自 2018年 11月 13 日 至 2018年 12月 12 日	20 円	H 分配金額(1万口当たり) 自 2019年 5月 14 日 至 2019年 6月 12 日	20 円
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	0 円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	0 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円
C 信託約款に定める収益調整金	2,737,540,621 円	C 信託約款に定める収益調整金	2,239,857,100 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	409,316,720 円	D 信託約款に定める分配準備積立金	38,935 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	3,146,857,341 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	2,239,896,035 円
F 分配対象収益(1万口当たり)	483 円	F 分配対象収益(1万口当たり)	363 円
G 分配金額	130,138,604 円	G 分配金額	123,200,991 円
H 分配金額(1万口当たり) 自 2018年 12月 13 日 至 2019年 1月 15 日	20 円	H 分配金額(1万口当たり) 自 2019年 6月 13 日 至 2019年 7月 12 日	20 円
A 計算期末における費用控除後の	0 円	A 計算期末における費用控除後の	0 円

配当等収益		配当等収益	
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円
C 信託約款に定める収益調整金	2,713,971,906 円	C 信託約款に定める収益調整金	2,095,364,444 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	275,978,818 円	D 信託約款に定める分配準備積立金	38,464 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	2,989,950,724 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	2,095,402,908 円
F 分配対象収益(1万口当たり)	463 円	F 分配対象収益(1万口当たり)	343 円
G 分配金額	128,983,862 円	G 分配金額	121,961,772 円
H 分配金額(1万口当たり)	20 円	H 分配金額(1万口当たり)	20 円
自 2019年 1月 16 日		自 2019年 7月 13 日	
至 2019年 2月 12 日		至 2019年 8月 13 日	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	0 円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	0 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円
C 信託約款に定める収益調整金	2,687,676,793 円	C 信託約款に定める収益調整金	1,957,838,205 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	145,241,559 円	D 信託約款に定める分配準備積立金	38,076 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	2,832,918,352 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	1,957,876,281 円
F 分配対象収益(1万口当たり)	443 円	F 分配対象収益(1万口当たり)	323 円
G 分配金額	127,719,356 円	G 分配金額	120,999,853 円
H 分配金額(1万口当たり)	20 円	H 分配金額(1万口当たり)	20 円
自 2019年 2月 13 日		自 2019年 8月 14 日	
至 2019年 3月 12 日		至 2019年 9月 12 日	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	0 円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	0 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円
C 信託約款に定める収益調整金	2,661,618,096 円	C 信託約款に定める収益調整金	1,826,071,881 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	17,304,585 円	D 信託約款に定める分配準備積立金	37,758 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	2,678,922,681 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	1,826,109,639 円
F 分配対象収益(1万口当たり)	423 円	F 分配対象収益(1万口当たり)	303 円
G 分配金額	126,478,730 円	G 分配金額	120,290,532 円
H 分配金額(1万口当たり)	20 円	H 分配金額(1万口当たり)	20 円
自 2019年 3月 13 日		自 2019年 9月 13 日	
至 2019年 4月 12 日		至 2019年 10月 15 日	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	0 円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	0 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円
C 信託約款に定める収益調整金	2,521,440,127 円	C 信託約款に定める収益調整金	1,753,386,100 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	39,668 円	D 信託約款に定める分配準備積立金	37,409 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	2,521,479,795 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	1,753,423,509 円
F 分配対象収益(1万口当たり)	403 円	F 分配対象収益(1万口当たり)	283 円
G 分配金額	124,944,356 円	G 分配金額	123,647,350 円
H 分配金額(1万口当たり)	20 円	H 分配金額(1万口当たり)	20 円

(金融商品に関する注記)

#### I 金融商品の状況に関する事項

	前期 自 2018年 10月 13 日 至 2019年 4月 12 日	当期 自 2019年 4月 13 日 至 2019年 10月 15 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## II 金融商品の時価等に関する事項

	前期 2019年 4月 12日現在	当期 2019年 10月 15日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

前期 (2019年 4月 12日現在)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	176,039,719
親投資信託受益証券	△1
合計	176,039,718

当期 (2019年 10月 15日現在)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	182,808,298
親投資信託受益証券	△1

合計	182, 808, 297
----	---------------

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

前期 2019年 4月 12日現在	当期 2019年 10月 15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.2586 円 (2, 586 円)
	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)

#### (4) 【附属明細表】

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ワールドバンク・ボンド・インカム・ファンド クラスA	53, 265, 821, 235	14, 605, 488, 182	
投資信託受益証券 合計		53, 265, 821, 235	14, 605, 488, 182	
親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	14, 303, 812	14, 535, 533	
親投資信託受益証券 合計		14, 303, 812	14, 535, 533	
	合計	53, 280, 125, 047	14, 620, 023, 715	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

##### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

##### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「ワールドバンク・ボンド・インカム・ファンド クラスA」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同投資信託です。なお、同投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

また、当ファンドは、「マネー・オープン・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

## ワールドバンク・ボンド・インカム・ファンド クラスA

同投資信託はケイマン籍のオープン・エンド契約型円建外国投資信託であります。同投資信託は、計算期間（2018年3月1日から2019年2月28日まで）が終了し、現地において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

同投資信託の「貸借対照表」、「損益計算書」およびそれに続く「純資産変動計算書」などは、委託会社が同投資信託の投資顧問会社から入手した2019年2月28日現在の財務書類の原文の一部を翻訳したものです。

ワールドバンク・ボンド・インカム・ファンド  
 ニッコウAMインベストメント・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト  
 貸借対照表  
 2019年2月28日現在

	2019 JPY
<b>資産</b>	
投資（公正価値）（取得原価：16,547,133,749円）	16,021,545,667
現金	81,830,411
外貨（取得原価：620,360,587円）	615,781,275
未収利息	254,154,587
受益証券発行に係る未収金	<u>1,092,257</u>
<b>資産合計</b>	<u>16,974,404,197</u>
<b>負債</b>	
投資購入に係る未払金	334,537,817
受益証券買戻に係る未払金	55,279,012
未払運用報酬	3,156,490
その他の未払報酬	<u>8,200,043</u>
<b>負債合計</b>	<u>401,173,362</u>
<b>純資産</b>	<u>16,573,230,835</u>
受益証券1口当たり純資産価額 — クラスA 円建受益証券（純資産 16,573,230,835円および受益証券残高59,102,195,946口に基づく）	JPY0.2804

添付の注記参照

ワールドバンク・ボンド・インカム・ファンド  
 ニッコウAMインベストメント・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト  
**損益計算書**  
 2019年2月28日に終了した会計年度

	2019 JPY
<b>投資収益</b>	
受取利息	959, 894, 757
<b>投資収益合計</b>	<u>959, 894, 757</u>
<b>費用</b>	
管理報酬	8, 230, 528
運用報酬	45, 725, 187
受託者報酬	544, 667
専門家報酬	6, 386, 995
保管報酬	4, 334, 962
その他費用	610, 351
<b>ファンド費用合計</b>	<u>65, 832, 690</u>
<b>投資純利益</b>	<u>894, 062, 067</u>
<b>実現純損失および未実現利益の変動額</b>	
実現損失	
投資有価証券	(1, 078, 620, 777)
外国為替取引および外国為替先渡契約	47, 038, 262
実現純損失	<u>(1, 031, 582, 515)</u>
未実現評価益の変動額	
投資有価証券	88, 491, 692
外国為替取引および外国為替先渡契約	13, 213, 587
未実現評価益の純変動額	<u>101, 705, 279</u>
<b>実現純損失および未実現利益の変動額</b>	<u>(929, 877, 236)</u>
<b>運用による純資産の純減少額</b>	<u>(35, 815, 169)</u>

添付の注記参照

ワールドバンク・ボンド・インカム・ファンド  
 ニッコウAMインベストメント・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト  
**純資産変動計算書**  
 2019年2月28日に終了した会計年度

	2019 JPY
<b>運用による純資産の純減少額</b>	
投資純利益	894,062,067
実現純損失	(1,031,582,515)
未実現評価益の純変動額	<u>101,705,279</u>
 運用による純資産の純減少額	 <u>(35,815,169)</u>
<b>資本取引</b>	
受益証券の発行 (36,084,479口)	10,059,490
受益証券の買戻 (15,650,751,389口)	<u>(4,299,756,724)</u>
 資本取引から生じる純資産の純減少額	 <u>(4,289,697,234)</u>
 純資産の減少額合計	  <u>(4,325,512,403)</u>
<b>純資産</b>	
期首残高	<u>20,898,743,238</u>
 <b>期末残高</b>	 <u><b>16,573,230,835</b></u>

添付の注記参照

ワールドバンク・ボンド・インカム・ファンド  
ニッコウAMインベストメント・トラスト（ケイマン）のシリーズ・トラスト  
財務書類に対する注記  
2019年2月28日現在

## 重要な会計方針の要約

### 会計処理の基礎

添付の財務書類は、米国で一般的に認められている会計方針（「米国 GAAP」）に準拠して作成されている。米国 GAAP に準拠した財務書類の作成に際し、経営者は、決算日現在の資産および負債の報告金額ならびに偶発資産および負債の開示、また報告期間における収益および費用の報告金額に影響を与える見積および仮定を行うよう要求されている。公正価値評価された投資対象の売却で実現した最終的な金額を含む実績は、見積と異なる可能性があり、そのような差異は重大である場合がある。

当ファンドは投資会社に該当し、したがって財務会計基準編纂書（「ASC」）第 946 号、金融サービス – 投資会社に定められた投資会社の会計および報告指針に従っている。

当ファンドが財務書類作成に際して採用している重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

### 投資の評価

当ファンドの投資の評価額決定の際に適用している評価方針は以下のとおりである。

債券およびその他の債務証券は制限証券（短期債券以外で上場証券を含む）を含み、投資顧問の使用承認を得た価格決定サービス機関が提供する評価に基づき、当該証券が通常取引されている主要市場における最終売買価格で、または売買が行われたことがない場合には、当該証券のマーケット・メーカーであるブローカーが提供する評価日の買呼値で公正価値評価されている。原則としてすべての短期債券（満期まで 12 カ月未満の証券）は、当ファンドの主たる評価情報源であるインターナショナル・データ・コーポレーション（「IDC」）を使用して投資顧問が入手できる最終市場価格で公正価値評価するものとする。

### 外国為替先渡契約

当ファンドは、非円建て投資のすべてもしくは一部に係る為替リスクをヘッジするために、または効果的なポートフォリオ運用の目的上、外国為替先渡契約を締結することがある。外国為替先渡契約を締結する際には、当ファンドは、合意された将来日付において合意された価格で固定数量の外貨を受け渡すことに同意している。当契約は日次ベースで評価され、それに関する当ファンドの純資産は、契約に係る未実現（損）益として表示され、契約日の外国為替先渡レートと報告日の先渡レートとの差額として測定され、貸借対照表に計上される。実現・未実現損益は損益計算書に計上される。これらの商品には、貸借対照表に認識されている金額以上の市場リスク、信用リスク、またはその両方のリスクが含まれる。リスクは、契約相手が契約の条件を満たすことができない可能性、ならびに通貨、証券価値および金利の変動から生じる。2019年2月28日現在、為替先渡契約は保有されていなかった。

当ファンドが契約しているデリバティブ商品およびヘッジ取引に関しては注記 8 に記載されている。

### 投資取引および投資収益

投資取引は取引日基準（売買注文が執行された日付）をもって会計処理されている。投資の売却による損益は先入先出法を用いて算定されている。

保有するまたは売却した投資に係る受取利息／支払利息は稼得／発生に伴い未収／未払計上される。当ファンドが持つブローカーの口座に受取利息が発生した場合は、月次で未収計上される。社債に係るディス

カウントおよびプレミアムは満期までに実効利回りを用いて償却され、損益計算書に受取利息として報告される。

## 費用

費用は発生時に発生主義で計上される。

## 外貨換算

日本円（「JPY」または「機能通貨」）以外の通貨で保有されている資産および負債は、財務報告日の為替レートで機能通貨に換算される。収益および費用は、それらが発生した時点での為替レートで換算される。外貨取引から生じる実現・未実現損益は、それらが発生した年度の損益計算書に含まれる。

ファンドは運用実績のうち投資に係る為替レートの変化に起因する部分を保有有価証券の市場価格の変化に起因する変動と区別していない。このような変動は投資に係る実現および未実現純損益に含まれている。

## 現金および外貨

受託会社はスミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッドをカストディアンに指定している。一方、スミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッドはブラウン・ブラザーズ・ハリマン（「BBH」）をサブ・カストディアンに指定している。現金および外貨は当初預入れ期間が3カ月以内の現預金で、BBHが銀行業務として保有している。

## 所得税

ケイマン諸島の現行法規に従い、ファンドの所得税、源泉徴収税、キャピタル・ゲイン課税およびその他税金の支払いは発生しない。ケイマン諸島以外の特定の管轄区域では、ファンドが受け取る配当金および利子に対して、外国税金が源泉徴収されることがある。そのような管轄区域においてファンドが得たキャピタル・ゲインは、一般に外国所得税または源泉徴収税の適用を受けない。当ファンドは、いかなる管轄区域においても所得税の対象とはならないように業務を執行する。したがって、当財務諸表には所得税に関する引当金は積み立てられていない。したがって、当財務書類には所得税に関する引当金は積み立てられていない。受益者は、個々の状況により、当ファンドの課税所得の比例的持分に対して課税されることがある。

当ファンドは、税務ポジションの不確実性の会計処理および開示についての正式な指針（米国財務会計基準審議会（「FASB」）－会計基準編纂書第740号）を採用し、これによって運用担当者は当ファンドの税務ポジションが該当する税務当局による審査（関係する申し立てや訴訟の決定を含む）において認められる可能性が高いかどうかをポジションのテクニカル・メリットに基づいて判定することを要求されている。

可能性が高いとの判定基準を満たす税務ポジションに関して、財務書類中で認識される税務上の利益は、該当税務当局による最終確定時の実現可能性が50%超の最大ベネフィット金額まで減じられる。運用担当者は、この正式な指針を当ファンドが採用したことによる財務書類への影響は皆無であったと判断している。

## 保証および／または補償条項

通常の業務において、受託会社は当ファンドの代理人として、様々な表明を含む契約を締結するが、その中には一般的な補償条項が定められている。こうした取り決めに基づく受託会社の最大エクスポージャーは、まだ発生していないが将来発生する可能性がある受託会社に対する請求が含まれるため、測定不可能である。しかし経験上、損失のリスクは極めて低いと受託会社は想定している。

ASC 第 480 号の「負債と資本の特徴を併せ持つ特定の金融商品の会計」によれば、償還通知書で解約請求された受益証券の金額と口数が確定した時点で償還金額は負債として認識される。負債として認識される時点は、請求の性質により通常は通知書の受領時または会計期間の最終日である。未払解約金は当ファンドの運用規約に従って利益／（損失）を配分する目的で資本として取り扱うことができる。2019 年 2 月 28 日現在、貸借対照表の「受益証券買戻に係る未払金」に含まれる未払解約金は 55,279,012 円である。

## デリバティブ商品とヘッジ活動

当ファンドは、その取り組むデリバティブ商品やヘッジ活動についての情報開示に関し、FASB 会計基準編纂書に記される権威あるガイダンスを採用している。このガイダンスはデリバティブおよびヘッジ活動についての高度な開示を必要とし、それによって財務報告の透明性を高めている。このガイダンスの目的は、なぜ、どのようにデリバティブ商品が使われているか、デリバティブ商品や関連したヘッジがどのように会計処理されているか、そしてデリバティブ商品や関連したヘッジが財務状況や業績、キャッシュフローに関係するとすればどのような影響を与えていたかについて、財務諸表のユーザーに対し理解を深めるための目安を示すことである。このガイダンスを採用することで、資産負債計算書、損益計算書あるいは純資産変動計算書には何らの影響もなかった。当ファンドはいかなるデリバティブ商品もこのガイドの示すところのヘッジ商品として指定していない。

当ファンドは主に売買およびヘッジ目的で先渡デリバティブ商品を取引するが、各商品の主なリスク・エクスポージャーは外国為替リスクである。注記 2 に記載のとおり、当ファンドが保有する為替先渡契約は経済的ヘッジ目的で使用される。ただし、ASC 第 815 号の要件に基づく会計目的上、これらのデリバティブはヘッジとみなされない。これらのデリバティブ商品の公正価値の変動額は損益計算書においてデリバティブに係る実現利益または未実現評価益の純変動額として反映されている。

次の表は 2019 年 2 月 28 日に終了した年度に係る損益計算書に含まれる、デリバティブに係る純損失を示す。

	純未実現利益の			当年度中の平均	
	実現損失	変動	合計	活動*	JPY
	JPY	JPY	JPY		JPY
外国為替先渡契約	(6, 253, 724)	6, 798	(6, 246, 926)	17, 311, 470	

\*購入活動に基づく当年度中の平均活動

ワールドバンク・ボンド・インカム・ファンド  
 ニッコウAMインベストメント・トラスト(ケイマン)のシリーズ・トラスト  
 投資明細表  
 2019年2月28日現在

社債等	元本金額	公正価値 JPY	純資産に占 める割合 (%)
<b>国際機関</b>			
ZAR IBRD 0.5% 28-Mar-19	80,350,000	632,714,804	3.82
COP IBRD 4.25% 20-Jun-19	18,000,000,000	649,540,780	3.92
MXN IBRD 3.44% 10-Sep-19	19,000,000	106,779,286	0.64
ZAR IBRD 6.6% 10-Oct-19	4,650,000	36,480,245	0.22
MXN IBRD 3.73% 15-Oct-19	20,000,000	112,016,513	0.68
MXN IBRD 5.25% 17-Oct-19	90,250,000	510,374,030	3.08
BRL IBRD 7.36% 13-Nov-19	5,400,000	161,414,735	0.97
ZAR IBRD 0.5% 20-Nov-19	12,000,000	90,174,473	0.54
TRY IBRD 5.5% 10-Dec-19	1,000,000	18,762,888	0.11
BRL IBRD 7.3% 12-Dec-19	2,600,000	77,725,158	0.47
BRL IBRD 8.3% 20-Dec-19	8,790,000	265,009,415	1.60
BRL IBRD 9.3% 12-Feb-20	4,400,000	134,127,278	0.81
ZAR IBRD 0.5% 20-Feb-20	8,000,000	59,072,080	0.36
TRY IBRD 0% 24-Feb-20	32,600,000	569,724,801	3.44
TRY IBRD 16% 24-Feb-20	25,000,000	503,669,902	3.04
MXN IBRD 7.5% 05-Mar-20	52,800,000	302,149,381	1.82
INR IBRD 5.75% 08-May-20	453,300,000	693,481,945	4.18
ZAR IBRD 0.5% 20-May-20	19,800,000	143,311,910	0.86
CNY IBRD 3.75% 12-Jun-20	68,450,000	1,145,105,298	6.91
PLN IBRD 1.5% 31-Jul-20	48,890,000	1,437,897,369	8.68
CLP IBRD 2.5% 14-Aug-20	5,000,000,000	842,967,939	5.09
ZAR IBRD 0.5% 02-Sep-20	2,680,000	19,013,185	0.11
PHP IBRD 3.125% 25-Sep-20	509,000,000	1,062,939,661	6.41
MYR IBRD 2.25% 02-Oct-20	34,280,000	922,234,650	5.56
BRL IBRD 9.55% 19-Oct-20	9,000,000	277,316,347	1.67
PLN IBRD 1.5% 30-Oct-20	19,427,000	572,727,793	3.46
BRL IBRD 11.75% 04-Nov-20	4,850,000	155,882,256	0.94
RUB IBRD 7.25% 23-Nov-20	100,000,000	170,356,642	1.04
COP IBRD 4.75% 15-Jan-21	23,650,000,000	845,606,854	5.10
BRL IBRD 6.65% 27-Jan-21	9,000,000	265,749,021	1.60
MXN IBRD 7.125% 09-Feb-21	60,000,000	338,814,251	2.04
INR IBRD 0% 30-Mar-21	26,400,000	34,694,752	0.21
INR IBRD 5.625% 11-Apr-21	200,000,000	299,915,019	1.81
INR IBRD 5% 28-Apr-21	415,000,000	607,754,253	3.67
TRY IBRD 0% 28-May-21	3,970,000	56,024,811	0.34
PEN IBRD 3.75% 25-Jun-21	23,000,000	770,912,643	4.65
IDR IBRD 7.45% 20-Aug-21	65,000,000,000	511,672,651	3.09
PLN IBRD 1.625% 30-Dec-21	9,627,000	283,376,977	1.71
ZAR IBRD 7.125% 18-Feb-22	42,500,000	334,053,671	2.02
<b>国際機関合計(取得原価:</b> <b>16,547,133,749円)</b>		<b>16,021,545,667</b>	<b>96.67</b>
<b>社債等合計(取得原価:</b> <b>16,547,133,749円)</b>		<b>16,021,545,667</b>	<b>96.67</b>
<b>純金融資産合計</b>		<b>16,021,545,667</b>	<b>96.67</b>

その他純資産	551, 685, 168	3. 33
純資産合計	16, 573, 230, 835	100. 00

通貨表示	通貨	国名
BRL	ブラジル・レアル	ブラジル
CLP	チリ・ペソ	チリ
CNY	人民元	中国
COP	コロンビア・ペソ	コロンビア
IDR	インドネシア・ルピア	インドネシア
INR	インド・ルピー	インド
MXN	メキシコ・ペソ	メキシコ
MYR	マレーシア・リンギット	マレーシア
PEN	ペルー・ヌエボ・ソル	ペルー
PHP	フィリピン・ペソ	フィリピン
PLN	ポーランド・ズロチ	ポーランド
RUB	ロシア・ルーブル	ロシア
TRY	トルコ・リラ	トルコ
ZAR	南アフリカ・ランド	南アフリカ

IBRD = 国際復興開発銀行

(参考)

マネー・オープン・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2019年4月12日現在

2019年10月15日現在

資産の部		
流動資産		
コール・ローン	145,942,181	459,437,651
流動資産合計	145,942,181	459,437,651
資産合計	145,942,181	459,437,651
負債の部		
流動負債		
未払解約金	246,530	663,519
未払利息	160	88
流動負債合計	246,690	663,607
負債合計	246,690	663,607
純資産の部		
元本等		
元本	143,335,076	451,448,294
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	2,360,415	7,325,750
元本等合計	145,695,491	458,774,044
純資産合計	145,695,491	458,774,044
負債純資産合計	145,942,181	459,437,651

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

		2019年4月12日現在	2019年10月15日現在
1.	期首	2018年10月13日	2019年4月13日
	期首元本額	136,083,302円	143,335,076円
	期首からの追加設定元本額	18,999,727円	320,924,403円
	期首からの一部解約元本額	11,747,953円	12,811,185円
	元本の内訳 ※		
	上場インデックスファンド中国A株（パンダ）E Fund C S I 3 0 0	198,295円	198,295円
	上場インデックスファンド海外債券（FTSE WGB I）毎月分配型	19,740円	19,740円
	高金利先進国債券オープン（毎月分配型）	13,804,149円	12,068,660円
	世界銀行債券ファンド（毎月分配型）	15,751,924円	14,303,812円
	高金利先進国債券オープン（資産成長型）	1,026,052円	942,761円
	資源ファンド（株式と通貨）ブラジルレアル・コース	14,616,417円	11,806,817円
	資源ファンド（株式と通貨）南アフリカランド・コース	4,117,986円	3,236,981円
	資源ファンド（株式と通貨）オーストラリアドル・コース	1,657,940円	1,197,207円
	資源ファンド（株式と通貨）円コース	31,398円	25,577円
	資源ファンド（株式と通貨）メキシコペソ・コース	34,644円	25,615円
	資源ファンド（株式と通貨）トルコリラ・コース	93,332円	84,544円
	資源ファンド（株式と通貨）米ドル・コース	172,589円	146,129円
	資源ファンド（株式と通貨）ブラジルレアル・コース（資産成長型）	18,093円	15,866円
	資源ファンド（株式と通貨）南アフリカランド・コース（資産成長型）	12,281円	11,472円
	資源ファンド（株式と通貨）米ドル・コース（資産成長型）	49,200円	43,258円
	グローバル3倍3分法ファンド（1年決算型）	9,760,375円	216,887,273円
	グローバル3倍3分法ファンド（隔月分配型）	3,570,618円	110,872,021円
	日興・G S 世界ソブリン・ファンド（毎月分配型）	9,054,884円	8,653,220円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）	18,776,791円	18,736,037円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）	4,942,253円	4,614,873円
	日興・アッシュモア・グローイング・マルチストラテジー・ファンド	3,492,665円	3,148,770円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）	1,215,402円	1,406,831円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）	4,939,369円	4,740,777円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）	1,001,512円	878,200円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）	31,793,973円	34,336,561円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）	1,115,560円	981,407円
	日興・世界ソブリン・ファンド V A（適格機関投資家転売制限付）	694,196円	675,640円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）	139,431円	229,694円

	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース） 計	1,234,007 円 143,335,076 円	1,160,256 円 451,448,294 円
2.	受益権の総数	143,335,076 口	451,448,294 口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

#### I 金融商品の状況に関する事項

	自 2018 年 10 月 13 日 至 2019 年 4 月 12 日	自 2019 年 4 月 13 日 至 2019 年 10 月 15 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

#### II 金融商品の時価等に関する事項

	2019 年 4 月 12 日現在	2019 年 10 月 15 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 該当事項はありません。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

2019 年 4 月 12 日現在	2019 年 10 月 15 日現在
1 口当たり純資産額 1.0165 円	1 口当たり純資産額 1.0162 円

(1万口当たり純資産額)

(10,165円)

(10,162円)

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

#### (1) 株式

該当事項はありません。

#### (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は 2019 年 10 月 31 日現在です。

### 【世界銀行債券ファンド（毎月分配型）】

#### 【純資産額計算書】

I 資産総額	14,951,339,684円
II 負債総額	49,258,687円
III 純資産総額（I - II）	14,902,080,997円
IV 発行済口数	61,338,464,203 口
V 1 口当たり純資産額（III／IV）	0.2429円

(参考)

マネー・オープン・マザーファンド

#### 純資産額計算書

I 資産総額	511,823,218円
II 負債総額	74,709円
III 純資産総額（I - II）	511,748,509円
IV 発行済口数	503,582,196 口
V 1 口当たり純資産額（III／IV）	1.0162円

#### 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### (1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

##### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

##### (3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

##### ② 受益権の譲渡

・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### ③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

##### (4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

##### (5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

##### (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額

2019年10月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

●過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

###### (2) 会社の意思決定機関（2019年10月末現在）

###### ・株主総会

株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

###### ・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は10名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び5名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。

###### ・監査等委員会

当社の監査等委員会は、5名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

###### (3) 運用の意思決定プロセス（2019年10月末現在）

- 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
- 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
- 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
- トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
- 運用状況の評価・分析および運用リスク管理、ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、2019年10月末現在の投資信託などは次の通りです。

種類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	831	196,697
株式投資信託	784	169,352
単位型	254	9,002
追加型	530	160,350
公社債投資信託	47	27,344
単位型	33	879
追加型	14	26,464

### 3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）並びに同規則第 38 条及び第 57 条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 60 期事業年度（2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 61 期中間会計期間（2019 年 4 月 1 日から 2019 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

2019年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

有限責任あづさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 羽太典明

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 竹内知明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注)上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の中間監査報告書

2019年12月5日

日興アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

有限責任あづさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 貞廣篤典

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 竹内知明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第 59 期 (2018 年 3 月 31 日)	第 60 期 (2019 年 3 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	※3 14,024	※3 20,680
有価証券	19	1
前払費用	551	495
未収入金	73	38
未収委託者報酬	15,873	16,867
未収収益	※3 3,174	※3 618
関係会社短期貸付金	1,128	2,408
立替金	2,776	791
その他	※2, 3 4,179	※2 869
流動資産合計	41,800	42,769
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 68	※1 136
器具備品	※1 122	※1 137
有形固定資産合計	191	274
無形固定資産		
ソフトウエア	99	107
無形固定資産合計	99	107
投資その他の資産		
投資有価証券	14,103	16,755
関係会社株式	25,769	25,769
長期差入保証金	490	447
長期前払費用	0	—
繰延税金資産	1,504	1,913
投資その他の資産合計	41,868	44,886
固定資産合計	42,159	45,268
資産合計	83,959	88,038

(単位：百万円)

	第 59 期 (2018 年 3 月 31 日)	第 60 期 (2019 年 3 月 31 日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
預り金	※3	3,804
未払金		5,874
未払収益分配金		7
未払償還金		91
未払手数料	※3	5,124
その他未払金		651
未払費用	※3	4,634
未払法人税等		2,185
未払消費税等	※4	788
賞与引当金		2,286
役員賞与引当金		198
その他	41	※3
流動負債合計		19,813
		16,431
固定負債		
退職給付引当金		1,316
その他		318
固定負債合計		1,634
負債合計		21,448
		18,466
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金		17,363
資本剰余金		
資本準備金		5,220
資本剰余金合計		5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		39,959
利益剰余金合計		39,959
自己株式		△786
株主資本合計		61,756
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		408
繰延ヘッジ損益		346
評価・換算差額等合計		754
純資産合計		62,511
負債純資産合計		83,959
		88,038

## (2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第 59 期 (自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)	第 60 期 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	70,609	77,264
その他営業収益	5,398	3,063
営業収益合計	<u>76,008</u>	<u>80,328</u>
営業費用		
支払手数料	30,448	32,834
広告宣伝費	973	960
公告費	2	2
調査費	18,132	18,251
調査費	862	890
委託調査費	17,241	17,333
図書費	28	27
委託計算費	520	541
営業雑経費	740	794
通信費	173	128
印刷費	348	334
協会費	68	69
諸会費	24	19
その他	125	243
営業費用計	<u>50,817</u>	<u>53,385</u>
一般管理費		
給料	9,096	9,783
役員報酬	507	241
役員賞与引当金繰入額	198	210
給料・手当	6,083	6,589
賞与	20	61
賞与引当金繰入額	2,286	2,680
交際費	99	92
寄付金	16	13
旅費交通費	455	476
租税公課	424	428
不動産賃借料	890	888
退職給付費用	355	378
退職金	24	52
固定資産減価償却費	152	108
福利費	974	1,071
諸経費	3,175	3,106
一般管理費計	<u>15,664</u>	<u>16,401</u>
営業利益	<u>9,526</u>	<u>10,540</u>

(単位：百万円)

	第 59 期 (自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)		第 60 期 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)	
営業外収益				
受取利息		26		37
受取配当金	※ 1	1, 120	※ 1	1, 865
有価証券償還益		1		1
デリバティブ収益		—	※ 1	142
時効成立分配金・償還金		1		21
為替差益		79		58
その他		41		48
営業外収益合計		1, 272		2, 176
営業外費用				
支払利息	※ 1	223	※ 1	286
デリバティブ費用	※ 1	295		—
時効成立後支払分配金・償還金		0		78
長期差入保証金償却額		212		—
その他		34		24
営業外費用合計		767		388
経常利益		10, 030		12, 328
特別利益				
投資有価証券売却益		199		218
特別利益合計		199		218
特別損失				
投資有価証券売却損		133		176
固定資産処分損		7		0
役員退職一時金		117		180
損害賠償損失		81		—
特別損失合計		340		357
税引前当期純利益		9, 890		12, 189
法人税、住民税及び事業税		3, 217		3, 741
法人税等調整額		△307		△375
法人税等合計		2, 910		3, 366
当期純利益		6, 979		8, 823

(3) 【株主資本等変動計算書】

第59期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位：百万円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	34,015	34,015	△672
当期変動額						
剰余金の配当				△1,036	△1,036	△1,036
当期純利益				6,979	6,979	6,979
自己株式の取得						△113
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	5,943	5,943	△113
当期末残高	17,363	5,220	5,220	39,959	39,959	△786
						61,756

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	282	266	548	56,475
当期変動額				
剰余金の配当				△1,036
当期純利益				6,979
自己株式の取得				△113
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	125	80	206	206
当期変動額合計	125	80	206	6,036
当期末残高	408	346	754	62,511

第60期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：百万円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	39,959	39,959	△786
当期変動額						
剩余金の配当				△1,640	△1,640	△1,640
当期純利益				8,823	8,823	8,823
自己株式の取得						△47
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	7,182	7,182	△47
当期末残高	17,363	5,220	5,220	47,142	47,142	△833
						68,891

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	408	346	754	62,511
当期変動額				
剩余金の配当				△1,640
当期純利益				8,823
自己株式の取得				△47
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	85	△160	△75	△75
当期変動額合計	85	△160	△75	7,060
当期末残高	493	185	679	69,571

[注記事項]

(重要な会計方針)

項目	第 60 期 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)				
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法</li> <li>② その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法</li> </ul> <p>(2) デリバティブ 時価法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">建物</td><td style="width: 50%;">3 年～15 年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4 年～20 年</td></tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。</p> <p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</li> <li>② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</li> </ul> <p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。</p> <p>(3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。</p>	建物	3 年～15 年	器具備品	4 年～20 年
建物	3 年～15 年				
器具備品	4 年～20 年				
2 固定資産の減価償却の方法					
3 引当金の計上基準					
4 ヘッジ会計の方法					
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項					

(未適用の会計基準等)

- ・ 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 平成 30 年 3 月 30 日）
- ・ 「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 平成 30 年 3 月 30 日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の 5 つのステップを適用し認識されます。

ステップ 1：顧客との契約を識別する。

ステップ 2：契約における履行義務を識別する。

ステップ 3：取引価格を算定する。

ステップ 4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ 5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022 年 3 月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

第 60 期  
(自 2018 年 4 月 1 日  
至 2019 年 3 月 31 日)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第 28 号 平成 30 年 2 月 16 日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」1,014 百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,504 百万円に含めて表示しております。

(貸借対照表関係)

第 59 期 (2018 年 3 月 31 日)	第 60 期 (2019 年 3 月 31 日)
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,260 百万円 器具備品 612 百万円	※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,281 百万円 器具備品 655 百万円
※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 3,030 百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。	※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 現金・預金 3,189 百万円 未収益 その他 345 百万円 (流動負債) 預り金 419 百万円 未払手数料 376 百万円 未払費用 677 百万円	※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 現金・預金 1,347 百万円 未収益 (流動負債) 未払手数料 350 百万円 未払費用 767 百万円 その他 162 百万円
※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。	※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
※ 5 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務 553 百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソンタワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務 103 百万円に対して保証を行っております。	※ 5 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務 468 百万円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)

第59期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第60期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。	※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。
受取配当金 979百万円	受取配当金 1,831百万円
デリバティブ収益 407百万円	デリバティブ収益 54百万円
支払利息 213百万円	支払利息 75百万円

(株主資本等変動計算書関係)

第59期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,119,100	182,600	—	1,301,700

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
2009年度 ストックオプション(1)	普通株式	1,689,600	—	194,700	1,494,900	—
2009年度 ストックオプション(2)	普通株式	174,900	—	66,000	108,900	—
2011年度 ストックオプション(1)	普通株式	2,890,800	—	204,600	2,686,200	—
2016年度 ストックオプション(1)	普通株式	4,404,000	—	786,000	3,618,000	—
2016年度 ストックオプション(2)	普通株式	—	4,409,000	532,000	3,877,000	—
合計		9,159,300	4,409,000	1,783,300	11,785,000	—

- (注) 1 2016年度ストックオプション(2)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。  
 2 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。  
 3 2009年度ストックオプション(1)1,494,900株、2009年度ストックオプション(2)108,900株及び2011年度ストックオプション(1)2,686,200株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2016年度ストックオプション(1)及び2016年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年5月25日 取締役会	普通株式	1,036	5.29	2017年3月31日	2017年6月22日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月31日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,640	8.38	2018年3月31日	2018年6月23日

第60期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,301,700	64,000	—	1,365,700

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
2009年度 ストックオプション(1)	普通株式	1,494,900	—	323,400	1,171,500	—
2009年度 ストックオプション(2)	普通株式	108,900	—	33,000	75,900	—
2011年度 ストックオプション(1)	普通株式	2,686,200	—	630,300	2,055,900	—
2016年度 ストックオプション(1)	普通株式	3,618,000	—	—	3,618,000	—
2016年度 ストックオプション(2)	普通株式	3,877,000	—	66,000	3,811,000	—
2017年度 ストックオプション(1)	普通株式	—	4,422,000	66,000	4,356,000	—
合計		11,785,000	4,422,000	1,118,700	15,088,300	—

(注) 1 2017年度ストックオプション(1)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

2 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

3 2009年度ストックオプション(1)1,171,500株、2009年度ストックオプション(2)75,900株、2011年度ストックオプション(1)2,055,900株及び2016年度ストックオプション(1)1,206,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2016年度ストックオプション(1)2,412,000株、2016年度ストックオプション(2)及び2017年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月31日 取締役会	普通株式	1,640	8.38	2018年3月31日	2018年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月28日 取締役会	普通株式	利益剰余金	3,212	16.42	2019年3月31日	2019年6月24日

(リース取引関係)

第 59 期 (自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)	第 60 期 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料
1 年内 866 百万円	1 年内 853 百万円
1 年超 923 百万円	1 年超 6,704 百万円
合計 1,790 百万円	合計 7,558 百万円

## (金融商品関係)

第 59 期(自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)

### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を開拓していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「4 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

外貨建ての関係会社短期借入金に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約によりリスクをヘッジしております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

##### ② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての関係会社短期借入金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

##### ③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

### 2 金融商品の時価等に関する事項

2018 年 3 月 31 日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金・預金	14,024	14,024	—
(2) 未収委託者報酬	15,873	15,873	—
(3) 未収収益	3,174	3,174	—
(4) 関係会社短期貸付金	1,128	1,128	—
(5) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	14,106	14,106	—
(6) 未払金	(5,874)	(5,874)	—
(7) 未払費用	(4,634)	(4,634)	—
(8) デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(14)	(14)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	336	336	—
デリバティブ取引計	321	321	—

(※1)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

## (注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益並びに (4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引

(デリバティブ取引関係) 注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されていないもののうち8百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、23百万円は流動負債のその他に含まれております。また、ヘッジ会計が適用されているものは貸借対照表上流動資産のその他に含まれております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額 22,876 百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,892 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

## 4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	14,024	—	—	—
未収委託者報酬	15,873	—	—	—
未収収益	3,174	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	19	616	1,743	545
合計	33,090	616	1,743	545

## 第 60 期(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることはないと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「4 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関する定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

##### ② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金及び借入金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

##### ③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

### 2 金融商品の時価等に関する事項

2019 年 3 月 31 日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金・預金	20,680	20,680	—
(2) 未収委託者報酬	16,867	16,867	—
(3) 未収収益	618	618	—
(4) 関係会社短期貸付金	2,408	2,408	—
(5) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	16,740	16,740	—
(6) 未払金	(6,112)	(6,112)	—
(7) 未払費用	(3,897)	(3,897)	—
(8) デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(31)	(31)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(127)	(127)	—
デリバティブ取引計	(158)	(158)	—

(※1)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

## (注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益並びに (4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引

(デリバティブ取引関係) 注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されていないもののうち3百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、35百万円は流動負債のその他に含まれております。また、ヘッジ会計が適用されているもののうち0百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、127百万円は流動負債のその他に含まれております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額 22,876 百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,892 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

## 4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	20,680	—	—	—
未収委託者報酬	16,867	—	—	—
未収収益	618	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	1	163	6,929	1,363
合計	38,167	163	6,929	1,363

## (有価証券関係)

第59期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

## 1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	22,876
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができるず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

## 2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	投資信託	8,544	7,535	1,008
	小計	8,544	7,535	1,008
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	投資信託	5,561	5,982	△420
	小計	5,561	5,982	△420
合計		14,106	13,518	588

- (注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。
- 2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができるず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	2,792	199	133
合計	2,792	199	133

第60期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	22,876
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができるず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	投資信託	9,340	8,440	900
	小計	9,340	8,440	900
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	投資信託	7,400	7,589	△188
	小計	7,400	7,589	△188
合計		16,740	16,029	711

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができるず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	4,189	218	176
合計	4,189	218	176

(デリバティブ取引関係)

第59期(2018年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	2,422	—	△14	△14
	買建	—	—	—	—
合計		2,422	—	△14	△14

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指標によっております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引	投資有価証券			
	売建				
	米ドル		4,447	—	196
	豪ドル		109	—	10
	シンガポールドル		1,783	—	65
	香港ドル		541	—	25
	人民元		2,156	—	32
ユーロ			154	—	6
合計			9,192	—	336

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第 60 期(2019 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	2,407	—	3	3
	買建	—	—	—	—
合計		2,407	—	3	3

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指標によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	売建 米ドル	1,792	—	△35	△35
合計		1,792	—	△35	△35

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	
原則的処理 方法	為替予約取引	投資有価証券				
	売建					
	米ドル		2,251	—	△42	
	豪ドル		63	—	△0	
	シンガポール ドル		975	—	△18	
	香港ドル		518	—	△8	
	人民元		2,149	—	△58	
ユーロ			81	—	0	
合計			6,040	—	△127	

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(持分法損益等)

第59期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第60期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)
(1) 関連会社に対する投資の金額 3,008	(1) 関連会社に対する投資の金額 3,010
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 10,409	(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 10,668
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,827	(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,704

(退職給付関係)

第 59 期(自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスマッチング型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,190
勤務費用	130
利息費用	2
数理計算上の差異の発生額	66
退職給付の支払額	△76
退職給付債務の期末残高	1,313

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,313
未積立退職給付債務	1,313
未認識数理計算上の差異	2
貸借対照表に計上された負債の額	1,316

退職給付引当金	1,316
貸借対照表に計上された負債の額	1,316

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	130
利息費用	2
数理計算上の差異の費用処理額	△0
確定給付制度に係る退職給付費用	132

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎	
割引率	0.2%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、222 百万円でありました。

第 60 期(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュ・アンド・バランス型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,313
勤務費用	142
利息費用	2
数理計算上の差異の発生額	12
退職給付の支払額	△59
退職給付債務の期末残高	1,411

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,411
未積立退職給付債務	1,411
未認識数理計算上の差異	△6
貸借対照表に計上された負債の額	1,405

退職給付引当金	1,405
貸借対照表に計上された負債の額	1,405

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	142
利息費用	2
数理計算上の差異の費用処理額	3
確定給付制度に係る退職給付費用	148

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎  
割引率 0.2%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、230 百万円でありました。

(ストックオプション等関係)

第59期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 271名	当社及び関係会社の取締役・従業員 48名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 19,724,100株	普通株式 1,702,800株
付与日	2010年2月8日	2010年8月20日
権利確定条件	2012年1月22日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	2012年1月22日から 2020年1月21日まで	同左

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 186名	当社及び関係会社の取締役・従業員 16名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 6,101,700株	普通株式 4,437,000株
付与日	2011年10月7日	2016年7月15日
権利確定条件	2013年10月7日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2018年7月15日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	2013年10月7日から 2021年10月6日まで	2018年7月15日から 2026年7月31日まで

	2016年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 31名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式 4,409,000株
付与日	2017年4月27日
権利確定条件	2019年4月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	2019年4月27日から 2027年4月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与日	2010年2月8日	2010年8月20日
権利確定前(株)		
期首	1,689,600	174,900
付与	0	0
失効	194,700	66,000
権利確定	0	0
権利未確定残	1,494,900	108,900
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与日	2011年10月7日	2016年7月15日
権利確定前(株)		
期首	2,890,800	4,404,000
付与	0	0
失効	204,600	786,000
権利確定	0	0
権利未確定残	2,686,200	3,618,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	2016 年度ストックオプション(2)
付与日	2017 年 4 月 27 日
権利確定前(株)	
期首	—
付与	4,409,000
失効	532,000
権利確定	0
権利未確定残	3,877,000
権利確定後(株)	
期首	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
権利未行使残	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

## ② 単価情報

	2009 年度ストックオプション(1)	2009 年度ストックオプション(2)
付与日	2010 年 2 月 8 日	2010 年 8 月 20 日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

	2011 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(1)
付与日	2011 年 10 月 7 日	2016 年 7 月 15 日
権利行使価格(円)	737(注) 3	558
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

	2016 年度ストックオプション(2)
付与日	2017 年 4 月 27 日
権利行使価格(円)	553
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法等による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
- 2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額  
当事業年度末における本源的価値の合計額 1,149 百万円
- 3 株式公開価格が 737 円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するように調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第 60 期(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2009 年度ストックオプション(1)	2009 年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 271 名	当社及び関係会社の取締役・従業員 48 名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式 19,724,100 株	普通株式 1,702,800 株
付与日	2010 年 2 月 8 日	2010 年 8 月 20 日
権利確定条件	2012 年 1 月 22 日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	同左
権利行使期間	2012 年 1 月 22 日から 2020 年 1 月 21 日まで	同左

	2011 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 186 名	当社及び関係会社の取締役・従業員 16 名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式 6,101,700 株	普通株式 4,437,000 株
付与日	2011 年 10 月 7 日	2016 年 7 月 15 日
権利確定条件	2013 年 10 月 7 日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2018 年 7 月 15 日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2013 年 10 月 7 日から 2021 年 10 月 6 日まで	2018 年 7 月 15 日から 2026 年 7 月 31 日まで

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 31名	当社及び関係会社の取締役・従業員 36名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式 4,409,000株	普通株式 4,422,000株
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利確定条件	2019年4月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2020年4月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	2019年4月27日から 2027年4月30日まで	2020年4月27日から 2028年4月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与日	2010年2月8日	2010年8月20日
権利確定前(株)		
期首	1,494,900	108,900
付与	0	0
失効	323,400	33,000
権利確定	0	0
権利未確定残	1,171,500	75,900
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与日	2011年10月7日	2016年7月15日
権利確定前(株)		
期首	2,686,200	3,618,000
付与	0	0
失効	630,300	0
権利確定	0	0
権利未確定残	2,055,900	3,618,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利確定前(株)		
期首	3,877,000	—
付与	0	4,422,000
失効	66,000	66,000
権利確定	0	0
権利未確定残	3,811,000	4,356,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

## ② 単価情報

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与日	2010年2月8日	2010年8月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与日	2011年10月7日	2016年7月15日
権利行使価格(円)	737(注) 3	558
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法等による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
- 2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額  
当事業年度末における本源的価値の合計額 2,128百万円
- 3 株式公開価格が 737 円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するように調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

(税効果会計関係)

第 59 期 (2018 年 3 月 31 日)	第 60 期 (2019 年 3 月 31 日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳  繰延税金資産 賞与引当金 700 投資有価証券評価損 96 関係会社株式評価損 1,430 退職給付引当金 402 固定資産減価償却費 111 その他 526 繰延税金資産小計 3,268 評価性引当金 △1,430 繰延税金資産合計 1,838	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳  繰延税金資産 賞与引当金 820 投資有価証券評価損 96 関係会社株式評価損 1,430 退職給付引当金 430 固定資産減価償却費 103 その他 761 繰延税金資産小計 3,643 評価性引当金 △1,430 繰延税金資産合計 2,212
2 繰延税金負債  その他有価証券評価差額金 180 繰延ヘッジ利益 152 繰延税金負債合計 333 繰延税金資産の純額 1,504	繰延税金負債  その他有価証券評価差額金 217 繰延ヘッジ利益 81 繰延税金負債合計 299 繰延税金資産の純額 1,913
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳  法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳  法定実効税率 30.6% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 0.8% 受取配当金等永久に益金に参入されない項目 △4.4% その他 0.6% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 27.6%

(関連当事者情報)

第59期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	342,369(SGD千)	アセットマネジメント業	直接 100.00	資金の貸付	資金の貸付 (シンガポールドル 貸建) (注1)	159 (SGD 2,000千) (注2)	関係会社 短期 貸付金	550 (SGD 6,800千)
							貸付金利息 (シンガポールドル 貸建) (注1)	13 (SGD 162千)	未収益	8 (SGD 110千)
							資金の貸付 (円貨建) (注3)	—	関係会社 短期 貸付金	577
							貸付金利息 (円貨建) (注3)	12	未収益	3
							— 増資の引受 (注4)	2,466 (SGD 30,369千)	—	—
子会社	日本インスティテューションナル証券設立準備株式会社	日本	100 (百万円)	金融商品取引業者として登録を受けるための準備会社	直接 100.00	—	増資の引受 (注5)	100	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 融資枠 SGD11,000千、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 2 資金の貸付に係る取引金額159百万円(SGD2,000千)の内訳は、貸付159百万円(SGD2,000千)であります。
- 3 融資枠5,000百万円、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 4 Nikko Asset Management International Limitedの行った30,369,000株の新株発行増資を、1株につき1シンガポールドルで当社が引受けたものであります。
- 5 日本インスティテューションナル証券設立準備株式会社の行った2,000株の新株発行を、1株につき50千円で当社が引受けたものであります。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）  
三井住友信託銀行株式会社（非上場）

### (2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2017 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計 27,012 百万円

負債合計 5,141 百万円

純資産合計 21,871 百万円

営業収益 15,830 百万円

税引前当期純利益 5,266 百万円

当期純利益 3,594 百万円

第60期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	342,369 (SGD 千)	アセットマネジメント業	直接 100.00	資金の貸付	資金の貸付の返済(シンガポールドル貸建)(注1)	554 (SGD 6,800 千) (注2)	—	—
							貸付金利息(シンガポールドル貸建)(注1)	8 (SGD 104 千)	—	—
							資金の貸付(米国ドル貸建)(注3)	1,807 (USD 16,500 千) (注4)	関係会社 短期貸付金	1,830 (USD 16,500 千)
							貸付金利息(米国ドル貸建)(注3)	17 (USD 209 千)	未収収益	17 (USD 209 千)
							資金の貸付(円貸建)(注3)	—	関係会社 短期貸付金	577
							貸付金利息(円貸建)(注3)	12	未収収益	3
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注5)	アセットマネジメント業	直接 100.00	—	配当の受取	1,021 (USD 9,000 千)	—	—
子会社	Nikko Asset Management Americas, Inc.	米国	181,542 (USD 千) (注5)	アセットマネジメント業	間接 100.00	資金の借入	資金の借入(米国ドル貸建)(注6)	5,364 (USD 50,000 千) (注7)	—	—
							資金の借入の返済(米国ドル貸建)(注6)	5,526 (USD 50,000 千) (注7)	—	—
							借入金利息(米国ドル貸建)(注6)	65 (USD 593 千)	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 融資枠 SGD11,000 千、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 取引金額 554 百万円 (SGD6,800 千) の内訳は、貸付の返済 554 百万円 (SGD6,800 千) であります。
- 融資枠 5,000 百万円 (若しくは 5,000 百万円相当額の外国通貨)、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 取引金額 1,807 百万円 (USD16,500 千) の内訳は、貸付 1,807 百万円 (USD16,500 千) であります。
- Nikko AM Americas Holding Co., Inc. 及び Nikko Asset Management Americas, Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。
- 借入枠 USD50,000 千、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決

定しております。

7 取引金額 5,364 百万円 (USD50,000 千) 及び 5,526 百万円 (USD50,000 千) の内訳は、借入 5,364  
百万円 (USD50,000 千) 及び借入の返済 5,526 百万円 (USD50,000 千) であります。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）  
三井住友信託銀行株式会社（非上場）

### (2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2018 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計 26,768 百万円

負債合計 5,586 百万円

純資産合計 21,181 百万円

営業収益 14,075 百万円

税引前当期純利益 3,894 百万円

当期純利益 2,730 百万円

(セグメント情報等)

セグメント情報

第 59 期(自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第 60 期(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第 59 期(自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90% 超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10% 以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第 60 期(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90% 超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10% 以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 59 期(自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 60 期(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 59 期(自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 60 期(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 59 期(自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 60 期(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

項目	第 59 期 (自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)	第 60 期 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	319 円 40 銭	355 円 59 銭
1 株当たり当期純利益金額	35 円 64 銭	45 円 08 銭

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 59 期 (自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)	第 60 期 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)
当期純利益（百万円）	6,979	8,823
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（百万円）	6,979	8,823
普通株式の期中平均株式数（千株）	195,794	195,677
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2009 年度ストックオプション(1) 1,494,900 株、2009 年度ストックオプション(2) 108,900 株、2011 年度ストックオプション(1) 2,686,200 株、2016 年度ストックオプション(1) 3,618,000 株、2016 年度ストックオプション(2) 3,877,000 株	2009 年度ストックオプション(1) 1,171,500 株、2009 年度ストックオプション(2) 75,900 株、2011 年度ストックオプション(1) 2,055,900 株、2016 年度ストックオプション(1) 3,618,000 株、2016 年度ストックオプション(2) 3,811,000 株、2017 年度ストックオプション(1) 4,356,000 株

3 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 59 期 (2018 年 3 月 31 日)	第 60 期 (2019 年 3 月 31 日)
純資産の部の合計額（百万円）	62,511	69,571
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	—	—
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	62,511	69,571
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	195,711	195,647

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 中間財務諸表等

## (1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

第 61 期中間会計期間  
(2019 年 9 月 30 日)

## 資産の部

## 流動資産

現金・預金	23, 147
有価証券	10
未収委託者報酬	13, 391
未収収益	845
関係会社短期貸付金	2, 358
その他	2, 563
流動資産合計	42, 316

## 固定資産

有形固定資産	※ 1	268
無形固定資産		83
投資その他の資産		
投資有価証券		17, 535
関係会社株式		25, 769
長期差入保証金		498
繰延税金資産		1, 879
投資その他の資産合計		45, 684
固定資産合計		46, 036
資産合計		88, 353

(単位：百万円)

第 61 期中間会計期間  
(2019 年 9 月 30 日)

負債の部

流動負債

未払金	5,950
未払費用	3,948
未払法人税等	1,788
未払消費税等	※ 3 415
賞与引当金	1,432
役員賞与引当金	27
その他	559
流動負債合計	14,122

固定負債

退職給付引当金	1,433
その他	494
固定負債合計	1,927
負債合計	16,050

純資産の部

株主資本

資本金	17,363
資本剰余金	
資本準備金	5,220
資本剰余金合計	5,220

利益剰余金

その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	49,870
利益剰余金合計	49,870
自己株式	△905
株主資本合計	71,547

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	356
繰延ヘッジ損益	398
評価・換算差額等合計	755
純資産合計	72,302

負債純資産合計

88,353

## (2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

第 61 期中間会計期間  
 (自 2019 年 4 月 1 日  
 至 2019 年 9 月 30 日)

営業収益		
委託者報酬	37,324	
その他営業収益	1,394	
営業収益合計	38,718	
営業費用及び一般管理費	※ 1	33,922
営業利益		4,796
営業外収益	※ 2	2,859
営業外費用	※ 3	124
経常利益		7,530
特別利益	※ 4	126
特別損失	※ 5	4
税引前中間純利益		7,651
法人税等	※ 6	1,711
中間純利益		5,940

(3) 中間株主資本等変動計算書

第61期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

(単位：百万円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金		利益剰余金		自己 株式	株主資本 合計
	資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	47,142	47,142	△833
当中間期変動額						
剩余金の配当				△3,212	△3,212	△3,212
中間純利益				5,940	5,940	5,940
自己株式の取得						△71
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）						
当中間期変動額合計	—	—	—	2,727	2,727	△71
当中間期末残高	17,363	5,220	5,220	49,870	49,870	71,547

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	493	185	679	69,571
当中間期変動額				
剩余金の配当				△3,212
中間純利益				5,940
自己株式の取得				△71
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△136	212	75	75
当中間期変動額合計	△136	212	75	2,731
当中間期末残高	356	398	755	72,302

注記事項  
(重要な会計方針)

項目	第 61 期中間会計期間 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>①子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法</p> <p>②その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法</p> <p>(2) デリバティブ 時価法</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p>
4 ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。</p> <p>(3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。</p>
5 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。</p> <p>(2) 税金費用の計算方法 税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に、当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p>

(中間貸借対照表関係)

第 61 期中間会計期間  
(2019 年 9 月 30 日)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額	1,977 百万円
※ 2 信託資産	流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
※ 3 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
※ 4 保証債務	当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務 396 百万円に対して保証を行っております。

(中間損益計算書関係)

第 61 期中間会計期間  
(自 2019 年 4 月 1 日  
至 2019 年 9 月 30 日)

※ 1 減価償却実施額	
有形固定資産	40 百万円
無形固定資産	18 百万円
※ 2 営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	51 百万円
受取配当金	2,711 百万円
※ 3 営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	91 百万円
デリバティブ費用	2 百万円
※ 4 特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券売却益	126 百万円
※ 5 特別損失のうち主要なもの	
投資有価証券売却損	4 百万円
※ 6 中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。	

(中間株主資本等変動計算書関係)

第61期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,365,700	88,800	—	1,454,500

(注) 自己株式の増加は、自己株式の取得であります。

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(百万円)
		当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
2009年度 ストックオプション(1)	普通株式	1,171,500	—	1,171,500	—	—
2009年度 ストックオプション(2)	普通株式	75,900	—	75,900	—	—
2011年度 ストックオプション(1)	普通株式	2,055,900	—	442,200	1,613,700	—
2016年度 ストックオプション(1)	普通株式	3,618,000	—	1,533,000	2,085,000	—
2016年度 ストックオプション(2)	普通株式	3,811,000	—	1,018,000	2,793,000	—
2017年度 ストックオプション(1)	普通株式	4,356,000	—	1,018,000	3,338,000	—
合計		15,088,300	—	5,258,600	9,829,700	—

- (注) 1 2009年度ストックオプション(1)、2009年度ストックオプション(2)、2011年度ストックオプション(1)、2016年度ストックオプション(1)、2016年度ストックオプション(2)及び2017年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
- 2 2011年度ストックオプション(1)1,613,700株、2016年度ストックオプション(1)1,251,000株及び2016年度ストックオプション(2)937,000株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2016年度ストックオプション(1)834,000株、2016年度ストックオプション(2)1,856,000株及び2017年度ストックオプション(1)3,338,000株は権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月28日 取締役会	普通株式	3,212	16.42	2019年3月31日	2019年6月24日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第 61 期中間会計期間  
(自 2019 年 4 月 1 日  
至 2019 年 9 月 30 日)

オペレーティング・リース取引

解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	898 百万円
1年超	6,604 百万円
合計	7,503 百万円

(金融商品関係)

第 61 期中間会計期間(2019 年 9 月 30 日)

金融商品の時価等に関する事項

2019 年 9 月 30 日（当中間決算日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金・預金	23,147	23,147	—
(2) 未収委託者報酬	13,391	13,391	—
(3) 未収収益	845	845	—
(4) 関係会社短期貸付金	2,358	2,358	—
(5) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	17,529	17,529	—
(6) 未払金	(5,950)	(5,950)	—
(7) 未払費用	(3,948)	(3,948)	—
(8) デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(64)	(64)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	75	75	—
デリバティブ取引計	11	11	—

(※1)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益並びに(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

- (6) 未払金及び(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (8) デリバティブ取引

(デリバティブ取引関係) 注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されていないものは、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。またヘッジ会計が適用されているもののうち 86 百万円は、貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、10 百万円は、流動負債のその他に含まれております。

2 非上場株式等（中間貸借対照表計上額 16 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（中間貸借対照表計上額 22,876 百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 2,892 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

(有価証券関係)

第 61 期中間会計期間(2019 年 9 月 30 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額
子会社株式	22,876
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託	12,130	11,325	805
	小計	12,130	11,325	805
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	投資信託	5,399	5,690	△291
	小計	5,399	5,690	△291
合計		17,529	17,015	513

(注) 1 減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

2 非上場株式等（中間貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

第61期中間会計期間(2019年9月30日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	2,129	—	△47	△47
	合計	2,129	—	△47	△47

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指標によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,760	—	△17	△17
	合計	1,760	—	△17	△17

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ 会計の 方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ 対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	投資有価証券	2,261	—	△10
	豪ドル		71	—	2
	シンガポールドル		913	—	11
	ユーロ		72	—	2
	香港ドル		425	—	1
	人民元		2,091	—	68
	合計		5,834	—	75

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(持分法損益等)

第61期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (1) 関連会社に対する投資の金額 3,004百万円 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 10,509百万円 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,047百万円

(ストックオプション等関係)

第 61 期中間会計期間(自 2019 年 4 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日)  
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第 61 期中間会計期間(自 2019 年 4 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日)  
当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

[関連情報]

第 61 期中間会計期間(自 2019 年 4 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90% 超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10% 以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 61 期中間会計期間(自 2019 年 4 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日)  
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 61 期中間会計期間(自 2019 年 4 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日)  
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 61 期中間会計期間(自 2019 年 4 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日)  
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

項目	第 61 期中間会計期間 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日)
1 株当たり純資産額	369 円 72 銭
1 株当たり中間純利益金額	30 円 36 銭

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 61 期中間会計期間 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日)
中間純利益（百万円）	5,940
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—
普通株式に係る中間純利益（百万円）	5,940
普通株式の期中平均株式数（千株）	195,640
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2011 年度ストックオプション(1)1,613,700 株、 2016 年度ストックオプション(1)2,085,000 株、 2016 年度ストックオプション(2)2,793,000 株、 2017 年度ストックオプション(1)3,338,000 株

3 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 61 期中間会計期間 (2019 年 9 月 30 日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額（百万円）	72,302
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	—
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額（百万円）	72,302
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数（千株）	195,558

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

##### （1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### （2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

**<約 款>**

## <追加型証券投資信託 世界銀行債券ファンド（毎月分配型）>

### 運用の基本方針

約款第17条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

#### 基本方針

この投資信託は、投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

#### 運用方法

##### (1) 投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

主として、以下の投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

ケイマン籍円建外国投資信託 ワールドバンク・ボンド・インカム・ファンド クラスA 受益証券  
証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド 受益証券

投資信託証券の合計組入率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して決定します。なお、資金動向等によっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることもあります。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

#### 運用制限

(1) 上記投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

(2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。

(3) 外貨建資産への直接投資は行ないません。

(4) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

#### 収益分配方針

第1計算期は収益分配を行ないません。第2計算期以降、毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行ないます。

##### ① 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

##### ② 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目指します。

##### ③ 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

## 追加型証券投資信託 世界銀行債券ファンド（毎月分配型） 約款

### （信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

### （信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条 委託者は、金170億7,490万3,942円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

- ② 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

- ③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

### （信託期間）

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第39条、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による解約の日までとします。

### （受益権の取得申込の勧誘の種類）

第4条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

### （当初の受益者）

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

### （受益権の分割および再分割）

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については170億7,490万3,942口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### （追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

### （追加日時の異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

### （受益権の帰属と受益証券の不発行）

第9条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

### （受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条 受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第11条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。なお、第34条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができるものとします。また、受益権の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得の申込に係る受益権について、第34条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款に従って契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。
- ③ 前2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第35条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込日が英國証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。ただし、第34条第2項および第3項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。
- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。
- ⑦ 証券投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。以下本条において同じ。）を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の1口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、

- 当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。
- ⑧ 第5項の規定にかかわらず、受益者が第34条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑨ 追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑩ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

- 第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

- 第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

- 第14条 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。
1. 有価証券
  2. 金銭債権
  3. 約束手形
- ② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。
1. 為替手形

（運用の指図範囲）

- 第15条 委託者は、信託金を、主として次の外国投資信託の受益証券および日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された次のマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
1. ケイマン籍円建外国投資信託 ワールドバンク・ボンド・インカム・ファンド クラスA
  2. 証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド
  3. 短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
  4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受

益証券に限ります。)

- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第16条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第19条において同じ。）、第19条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。

- ② 前項の取扱いは、第18条および第23条から第25条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第18条（削除）

（信託業務の委託等）

第19条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確實に処理する能力があると認められること
  3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（有価証券の保管）

第20条（削除）

（混藏寄託）

第21条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混藏寄託することができるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

- 第23条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

- 第24条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託証券に係る収益分配金、有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
  2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
  3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

- 第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。  
(受託者による資金の立替え)

- 第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第28条 この信託の計算期間は、毎月13日から翌月12日までとすることを原則とします。
- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2007年6月21日から2007年7月12日までとし、最

終計算期間の終了日は第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（第2項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
4. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. 格付の取得に要する費用
8. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。

- ④ 前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にも見直すことができるものとします。

- ⑤ 前項の場合において、第2項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に規定する見積率の上限は、年万分の10とします。）を乗じて得た額とし、第28条に規定する計算期間を通じて毎日計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

(信託報酬等の額)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の90の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(収益分配)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第1計算期末には、収益の分配は行ないません。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報

酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越しします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第33条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日（第1計算期を除きます。）の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第34条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第34条 収益分配金は、第1計算期を除く毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第35条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権についても原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日（第1計算期を除きます。）の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第37条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

- ③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第37条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

- ④ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第35条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権についても原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ⑤ 一部解約金は、第37条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関)

第35条 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第36条 受益者が、収益分配金については第34条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第34条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第37条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が英國証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日に該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けないものとします。
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 委託者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、純資産総額が10億円を下ることとなった場合には、第39条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(質権口記載または記録の受益権の取扱)

第38条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約を行ないません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約を行なわないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

- ⑥ 前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合は、適用しないものとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定に従うものとします。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定に従い新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更を行ないません。

- ⑤ 委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(反対者の買取請求権)

第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第39条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第46条 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用報告書の交付省略)

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。

www.nikkoam.com/

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第34条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2007年6月21日

東京都港区赤坂九丁目7番1号  
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号  
受託者 野村信託銀行株式会社

